

1 議 事 日 程 (第 2 日)

(令和元年第 3 回有田川町議会定例会)

令和元年 9 月 1 2 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 一般質問

2 出席議員は次のとおりである (16 名)

1 番	堀 江 眞智子	2 番	増 谷 憲
3 番	椿 原 竜 二	4 番	中 島 詳 裕
5 番	星 田 仁 志	6 番	片 畑 進 之
7 番	谷 畑 進	8 番	小 林 英 世
9 番	林 宣 男	10 番	殿 井 堯
11 番	佐々木 裕 哲	12 番	岡 省 吾
13 番	森 谷 信 哉	14 番	新 家 弘
15 番	湊 正 剛	16 番	亀 井 次 男

3 欠席議員は次のとおりである (なし)

4 遅刻議員は次のとおりである (なし)

5 会議録署名議員

1 番	堀 江 眞智子	16 番	亀 井 次 男
-----	---------	------	---------

6 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の氏名 (13 名)

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	山 田 展 生	福祉保健部長	前久保 眞 次
総務政策部長	中 裕 準	消 防 長	栗 栖 誠
産業振興部長	森 田 栄 一	建設環境部長	鈴 木 幸 敏
総 務 課 長	竹 中 幸 生	財 務 課 長	中 屋 正 也
企画調整課長	細 野 正 人	教 育 長	楠 木 茂
教 育 部 長	井 上 光 生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名 (2 名)

事 務 局 長	一ツ田 友 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

令和元年第3回定例会一般質問者及び項目表

通告順	議員名	質 問 項 目
1	椿原竜二	①地域おこし協力隊の現状と今後について ②有田川町ホームページについて
2	佐々木裕哲	①健康で長生き出来る町づくり支援事業を問う ②敬老会の運営について ③土砂災害対策について問う
3	殿井 堯	①ゲリラ豪雨等に対応した雨水対策について ②放置された空き家の対策について
4	小林英世	①獣害について ②ホームページについて ③町のイメージアップへ
5	岡 省吾	①豪雨時、増水による排水路の危険性に関する認識は ②定住促進について
6	片畑進之	①町内の防犯対策は ②町内の施設の案内表示の状況は
7	増谷 憲	①住宅リフォーム制度について ②会計年度任用制度について ③幼児教育・保育無償化と給食について
8	堀江眞智子	①10月からの幼児教育無償化について ②障害者福祉について ③個人情報の取扱いについて

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか12名であります。

……………日程第1 一般質問……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、一般質問を行います。

配付のとおり、8名の議員から通告をいただいておりますので、順次許可します。

……………通告順1番 3番（椿原竜二）……………

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君の一般質問を許可します。

椿原竜二君の質問は一問一答形式です。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

皆様、おはようございます。

3番、椿原竜二でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、朝早くから足を運んでくださり、傍聴にお越しいただいている皆様方に心より感謝申し上げます。

私自身、今回が6回目の一般質問でありますけれども、今回、初めてのトップバッターでございます。御配慮いただきました先輩議員に心より感謝申し上げますとともに、トップバッターとして、いいスタートが切れるよう、全力で努めてまいります。

当局には具体的かつ前向きな答弁を期待いたしまして、早速、質問に移らせていただきます。

私が今回、質問させていただきます項目は2つでございます。まず、1つ目、地域おこし協力隊の現状と今後についてであります。地域おこし協力隊は都市地域から過疎地域などに一定期間居住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等、地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域協力活動を行う取り組みで、活動期間は1年以上、3年以下。総務省より特別交付税措置の支援を受けられる制度であります。平成30年度で、総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づく受け入れ自治体数は1,061で、隊員数は5,359人であります。

本町の地域おこし協力隊は有田川町清水地域を拠点にした、ぶどう山椒などの農業活動、ぶどう山椒の栽培に関する農業研修、実務、ぶどう山椒を使った6次産業化に関する研修、実務、空き家や遊休農地を初めとする地域資源を生かした事業研究、農林産物や加工品、地域製品のブランディングを目指した情報発信、地域活動、コミュニケーション活動への参加、新規就農、起業への準備、その他、農山村での自活に向けた取り組みなど、生産量日本一のぶどう山椒を生産地として抱えている多くの課題に対して、しっかりとした目的を持った上で募集を行い、取り組みがされていると理解しております。

昨年10月より活動が開始され、そろそろ1年が経過しようとしていますので、地域おこし協力隊の現状と今後についてお伺いいたします。1年目はどのような取り組みを行ってきたのでしょうか。また、本町が行ってきたサポート内容はどのようなもののでしょうか。今後の計画はどのように考えているのでしょうか。最後に、地域にもなじみ、活躍して下さっているといた声を聞きますけれども、本町はどのように評価しているのでしょうか。御答弁、よろしくお願い申し上げます。

次に、2つ目、有田川町のホームページについてであります。情報化社会と言われている現代社会において、情報を発信する力は大変重要なものであると私は考えております。私ごとでありますけれども、閉会中はさまざまな市町村で視察研修を重ね、勉強をさせていただいております。さまざまな場面で、インターネットを使って情報収集ができる時代ですので、視察研修に行く前は、その町のホームページを事前に確認し、行われている取り組みであったり、概要を確認するようにしております。本町のホームページは昨年度に刷新を行ってくださり、以前より見ばえのいいホームページになったのは目に見えてわかる実績であります。しかし、約712万円をかけて刷新したのですから、これで満足ではなくて、中身の充実をさらに進めていく必要があると思います、今回の一般質問に取り上げさせていただきました。

そこで、質問させていただきます。本年3月15日より新しいホームページが公開され、約半年が経過しましたが、更新体制はどのように変化したのでしょうか。また、ホームページを更新する重要性をどのように考えているのでしょうか。最後にホームページ刷新後、1日平均のアクセス数はどのようになっているのでしょうか。御答弁よろしく願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

今回も8名の議員に御登壇いただくことになっています。できるだけ丁寧に、担当部長含めて、答弁させていただきたいと思っております。

それでは、椿原議員の御質問にお答えいたしたいと思っております。本町に地域おこし協力隊が来てくれてから、早くも1年がたちます。昨年10月からですけど、境川地区を拠点として、現在、活躍していただいております。ぶどう山椒の生産にかかわりながら、6次産業化や起業など、地域に根差しつつ、農山村での自立を目指す人材として当町で初めて採用した隊員であります。

最初の三、四カ月は地域を知り、地域に知ってもらう意味も含め、境川、日物川、遠井地区を中心に、農家さんを1軒1軒訪問し、現在の耕作状況や今後の見通しなど、聞き取り調査をしてもらいました。その後、農家さんの手伝いに入ってもらいなど、徐々に地域になじみ、4月以降は、本人も境川と清水に農地を借り、ぶどう山椒の栽培も行ってくれております。

役場としては、当初は定期的に産業課にも出勤し、農家訪問をしてもらっておりましたが、ひと区切りがついた段階で、あれこれ指示する段階ではないと思ひまして、地域のために、自発的に本当に熱心に取り組んでくれておりますので、本人の意向を最大限に生かしてあげたいということで、農作業や地域支援に集中してもらって

おります。

今後も、自身の農業経営を続けてもらいながら、地域農業のサポートや地域の自立に向けた取り組みの後押しについて、積極的に取り組んでもらいたいと思っております。また、役場としても、本人の活動や地域の取り組みに対して、一緒になってサポートしていきたいと考えております。

次に、有田川町のホームページについてでございます。平成24年にリニューアルして以来、住民や町外の方への情報発信ツールとしての役割を果たしてきましたが、ソーシャルメディアとの連携、タブレット、スマートフォンへの対応など、課題を多く抱えておりました。そこで、昨年度、ホームページを再構築し、本年3月15日より新たなホームページを公開し、情報を発信しているところでございます。新たなホームページでは写真を大きく使い、利用する方が、その目的へのアプローチがしやすいよう工夫をし、またスマートフォン対応、SNSとの連携等、現代のニーズに合ったものとなっております。

議員、御質問のホームページ更新体制でございますが、以前までは各課がそれぞれの掲載情報をホームページ管理担当課まで送付し、担当課が更新作業を行っておりました。今年度からはそれぞれの課が直接掲載情報を入力し、担当課がそれを確認し、公開することとしております。これにより、公開するまでの時間短縮が図れ、より新たな情報を的確に更新することができると考えております。

ホームページは、住民や、町外の方々等、不特定の皆様により早く、確かな情報を発信し、また町の魅力を内外に発信する大変有効な手段と認識しております。

ホームページの刷新後のアクセス数でございますけれども、8月末までに1日平均1,414回となっております。これは前年度より約26%増であります。

まだ、これで十分かという点、多分そうではないと思います。まだまだ、やりようによって広く発信できるということで、これからもいろんな工夫を凝らしながら、やっていきたいと思っておりますけれども、これに係る専従職員というのを置いていないので、なかなかアクセスの多い課がすぐ対応できるかといったら、今のところわかりませんが、できるだけさらに見やすく、町内外に発信できるようにこれからも頑張っていきたいなと思っております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

御答弁、ありがとうございました。

それでは、地域おこし協力隊の現状と今後についてのほうから順番に再質問させていただきます。町長の答弁の中に、指示をするのではなくて、自発的に取り組んでもらっているといった答弁でありました。この取り組みに関して、行政では珍しいような取り組みだと思っておりますし、思い切った取り組みだと思っております。それも、やっぱり今、

地域おこし協力隊がいい方向に進んでいるといった成果にもつながっていると私は感じております。今後もさらに活躍していただけることを期待しております。

そして、答弁を聞く限りでは、地域おこし協力隊の方に対する評価というのは非常に高いものだというふうに理解をいたしました。ということは、地域おこし協力隊を本町に採用したということは成功といたしますか、本当に価値のあるものだなというふうに私も感じているところであります。だとするならば、やっぱり2人目、3人目の採用というのを計画することが、有田川町のためになるというふうに考えますけれども、見解をお聞かせいただけますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、議員おっしゃったとおり、実際、地域の方々からももう1人欲しいなって、来てほしいなっていう声をいただいております。現在のところ、具体的な案はまだ考えてはおりませんが、今、いてる地域おこしの方と一緒に行動できるような人をもう1人、またこちらのほうで吉備、金屋のほうでもミカンに関するというふうな地域おこしの方を、新規就農の入り口ということで考えていって、地域おこし協力隊の募集をしていきたいなっていうあたりまで考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

前向きな答弁、ありがとうございます。考えていきたいといった答弁だったんですけども、ぜひ前向きに進めていただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、町長の初めの答弁に、一緒になってサポートしていきたいという答弁をいただきましたし、本町の産業課だったら絶対大丈夫だということをももちろん認識しているんですけども、丸投げにならないようにだけお願いしておきたいなと思います。

もちろん、私も一緒になって進めていきたいなと思っていますので、お手伝いできることがあったりとか、あれば、また声をかけていただければなというふうに思います。

町長、担当部長から、前向きな気持ちっていうのを聞かせていただきました。現状で、実際、実績がある、また総務省から特交措置の支援も受けられるといった、そういった中で、きっちりとした目的を持って、新たな地域おこし協力隊採用に向けて、ぜひ予算化をしていただければ、ありがたいなというふうに考えています。

最後に、町長の意気込みといたしますか、答弁をいただけますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

地域おこし協力隊の最終目的は、来ていただいて、任期が済んだら帰るんじゃないしに、できるだけこっちで生活っていうか、住民になってもらうために、今、努力をしているところです。今、来てくれている横浜の方なんですけれども、非常に積極的で、自分も山椒経営をやっているということで、非常に頑張ってくれていると思います。また、機会があれば本人とお会いして、いろいろ指導っていうか、意見も聞いてやってほしいと思います。

今後も、できたら金屋地域にも1人ぐらい、これ、実は総務省の100%補助金で来てくれるんですけれども、最後、どこへ入っちゃうんいうたら、特交へ入れちゃうよって、定かにこの分で幾ら来たっていう、そういう明細がないんですけれども、多分、総務省の話でありますんで、多分特交の中へ入れてくれていると思いますので、今後ともできるだけ早い時期に募集をかけて、もう1人来てもらえるように頑張りたいと思います。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。ぜひ、進めていただきたいのでよろしくお願いします。

続きまして、有田川町のホームページについて再質問をさせていただきます。答弁に、1日平均アクセス数が1,414回というふうに答弁をいただきました。現状のアクセス数を数字で見ると、やっぱり更新することの重要性というのを私は感じております。全部署の部長にホームページを更新する重要性であったり、仕事の優先順位というのをどのように考えているのかということをお聞きしたいんですけれども、時間の都合もございますので、もう少し絞って議論をさせていただきたいと思います。

そこで、再質問をいたします。アクセス数の多いページはどこでしょうか。また、アクセス数の多い時期はどういった時期でしょうか。最後に、どこからのアクセスが多いのでしょうか。これは都道府県別でも、市町村別でも構いませんので、以上3点について御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの質問でございますが、新しいホームページはゲートページを設け、目的のページにたどりつきやすくなっております。よって、アクセス数の多いのは、紹介画面が一番多く、続いて観光関係、子育て、教育関係となっております。

また、時期につきましては、ススキやコスモスのきれいな秋の行楽シーズン、ゴールデンウィークやお盆などの一般的な長期休暇期間、またどんど祭りなどのイベント時期に多くなっております。

どこからのアクセスが多いかとの御質問ですが、アクセスした機器の位置情報によりますと、大阪市が一番多く、続いて和歌山市、東京都新宿区、港区、福岡市、横浜市の順となっております。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁いただきました。

簡単にまとめさせてもらおうと、イベントや連休の時期に大阪市や和歌山市からアクセスが多い。そして、ページは観光関係と子育て、教育関係のページがアクセスが多いといった答弁でありました。ホームページを全体的に更新させて、充実していくということはもちろん必要やと思うんですけども、先ほどの答弁で、やっぱり特に充実させるべきページというのは明確であるかなというふうに思います。

そこで、まず観光ページということで、商工観光課、産業振興部長にお尋ねいたします。商工観光課内で更新体制というのはどのようになっている、更新することの重要性というのはどういうふうにとらえているのか、御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

商工観光課のほうでは、自分らの持ち分の事業について、個々に掲載していくようになっております。

また、更新するときについては、次々、更新していくということは非常に重要なことだと考えています。また、今はコスモスの状況とか、あらぎ島の状況とか、そういう状況については、職員が行って、写真を撮ってきて、更新していくというふうな格好で行っているんですけども、特に、今の状況はどんなんですかってというお電話もよくいただきますので、やっているんですけども、そのほかについては今の状況になってしまっているというところもあるので、更新していかなければ、新しくホームページをつくったので、また新しい人も見てくれると思うんですけども、それを見て、古いままだったら全然変わってないなということで、再度見てくれる人も少なくなってくると思うんで、更新していくということは非常に重要だと思っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁、ありがとうございます。

1日、1、400回以上のアクセスがあるホームページなんだということを理解し

ていただいて、しっかり更新していくことが大切なんだとか、重要なんだというふうな認識っていうのをしっかりと共有していただきたいなというふうに思います。

観光のページなんですけれども、少し細かいところを言わせてもらうんですけど、トップ画面から観光サイトというボタンをクリックします。すると、表示されるページというのが以前よりも随分よくなっていて、有田川町のいいところが伝わってくるような、見えてくるようなページであります。しかし、その次に、観光スポットというページに行くと、全く写真も使われていなくて、決して充実しているとは思えないページであります。このホームページ刷新を行ったんですけども、刷新前のページがそのまま使用されている。ただ載せかえただけかのようなページであります。あえて言わせてもらうんですけども、次のページに進もうと余り思えないようなページであるんですけども、この辺、担当部長の認識はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、議員、おっしゃるとおりでございまして、次々と変えていかなければならないと思います。昔のページをそのままにしていくなではなくて、次のページからもう画像とか動画とかを入れていって、お客様がどこか行くところないかなと思って開いてくれたときに、お客様が行きたいなと思ってくれるようなホームページにしていきたいと思っています。それには、今までのホームページではなくて、新しいバリエーションも加えていくということが大事だと思っているので、今後、改善していきたいと思っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

前向きな答弁、ありがとうございます。

実際、なかなか更新するのが難しいといいますか、職員の負担がやっぱりどんどんふえてきているようにも感じるんですけども、更新体制の問題なのか、重要性の、本当に更新しなければいけないといった意識の問題なのかっていうところが大きいところかなというふうに思います。この辺は産業振興部長、どのように感じますか。多分、本当に時間がなくて、なかなか厳しい状況ではあると思うんですけども、体制を整えるべきなのか、しっかりと職員に周知していくのかといったところで、どのように考えているのか、答弁いただけますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

うちの課では、一応、先ほども言ったように、自分の担当で変えていくようにしかできていません。専門の職員というふうにしておりませんので、今、スマホとかは個人で持っているので、どこかへ行ったときにはそれを撮ってきて、自分で入れていくという方向で進めていきたいと思っております。イベントがあって、イベントのことで、今やったら、ずっとしているのも特に、それに加わって地域のほうへちょっと行ったりとかすることはなかなかないんですけども、行ったときには撮っていくというふうに更新していきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。

産業振興部長に、最後、要望といいますか、提案をさせていただきたいんですけども、観光ページは特にそうだと思います。観光スポットの、今のように、名称を並べて、そこを選択するというよりも、写真を並べて、そこから選択していくという方法のほうが、ホームページの構成としてはいいのかなというふうに思っています。

本当に、職員が時間のない中、頑張ってくださっているというのは、もちろん理解はしているんですけども、四季折々の風景が楽しめる本町のあらぎ島やコスモスパーク、生石高原といった、こういうふうな観光スポットというのは、先ほど答弁にもあったんですけども、開花状況の確認を現場に見にいたり、また役場への問い合わせが多いという話も聞いております。

昨年も職員の方が忙しい中、コスモスパークに頻繁に足を運んで、開花状況の把握に努めてくださっていたというふうに記憶をしております。こういったところに簡易的なライブカメラなんかを設置をして、ホームページに公開したり、情報を共有できるという仕組みをつくっていただくことで、町内外へのPRというのはもちろんなんですけれども、職員の方々の負担軽減にもつながるというふうにも思っているんですけども、見解を聞かせていただけますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、いただいた方法ですけども、いつでも個人個人で情報が見られるということで、こちらからの説明ではなく、写真だけでなくわかるので、非常にほかへ浸透していくかなと考えますので、今後、検討していきたいと考えています。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

御答弁、ありがとうございます。

ライブカメラもやり方によるんですけれども、お金をかけようと思えば、幾らでもいいものを突っ込んで、お金をかけるということはあるんですけれども、コストを抑えて、簡易的なものを設置するという方向であれば、そんなに大きな予算もかからないと思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、アクセスの多い、子育て、教育について再質問をさせていただきます。ここなんですけれども、こども教育課と社会教育課がありますけれども、それぞれの更新体制はどのようになっている、部署内での更新することの重要性というのをどのように考えているのか、答弁をいただけますか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員、おっしゃるとおり、教育部のホームページ、非常にアクセスが多いです。それだけ関心を持っていただいているのかなと思って、認識しております。社会教育課とこども教育課の更新の体制なんですけど、各担当で原案をつくって、それをみんなで共有して、こういうふうに掲載する。それを最終、課長が認めるという形を基本にとってございます。

それと、ホームページの更新につきましては、ただ単に情報を更新するというのではなくて、また今回、ホームページが新しくなりまして、滞在時間とかもちょっとわかるようになったので、それでアクセスした、ただ通り道か、内容を見ているのかというのわかりますので、その辺も調査しながら更新、いい形で、その情報ソースに合った形で掲載していく、更新していくというのを心がけております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁、ありがとうございます。

まさに、答弁いただいたとおりで、滞在時間なんかも調査しながら、ニーズに合ったものを提供していくというのは、本当にありがたいんで、ぜひまたこれからもよろしくをお願いします。

こども教育課のところ、再質問させてもらいますけれども、有田川町、本町では子育てしやすいまちづくりというところに町長も本当に力を入れてくださっているということを理解しておりますし、これを近隣市町村からもよく聞く言葉であります。しかし、ホームページを見ても、せっかく取り組みをしてくださっている、子育てしやすい町というのがなかなか伝わってこないのが現状であります。

そういった中で、実施されている政策であったり、取り組みというのを個別で調べていくと、確かに掲載されている情報というものは多いんです。しかし、有田川町の特色といいますか、いいところを感じるのがなかなか難しいような現状であります。できるなら、子育て、教育というページに行くと、有田川町ではこんな取り組みをしていて、子育てする環境が充実しているんだなというふうなことが感じられる、また有田川町に住んでいる人は、有田川町で子育てしたいなって、有田川町で子育てしていてよかったなというふうなことが感じられるページであってほしいというふうに思います。せっかくなので、ホームページの内容も充実した内容にしていきたいというふうに思っております。

部長からも先ほど答弁をもらったんですけども、この辺、意気込み、また聞かせてもらってよろしいですか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

今、椿原議員、御質問のとおり、また調査、研究して、いいものに、せっかく子育てしやすい町っていうので、町長を筆頭に力を入れてやっているところですので、それをPRしていきたいと思います。

ただ、この子育てについては、きめ細かさというのが非常に大事になりますので、各個人さんがホームページを見て判断されて損する部分も出てきますので、その辺を少しいざなえるような形で掲載してまいりたいと思います。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

ありがとうございます。前向きな答弁をいただきました。このページを充実していかうと思ったときに、今、こども教育課の教育部長のほうから答弁いただいたんですけども、こども教育課だけでは進めていくのが難しいところっていうのもあるかなと感じております。例えば、第3子以降出産祝い金であればやすらぎ福祉課ですし、母子手帳アプリとか、予防接種の助成制度なんかであれば健康推進課というふうに理解をしております。1つの部署が頑張るとかそういったことではなくて、しっかり横のつながりというのも充実させて、共有していただきたいと思います。ここはぜひ手をつないで、充実化を図っていただいて、繰り返しになるんですけども、有田川町では子育てする環境が充実しているということがわかってもらえるようなページであってほしいなと思います。

続きまして、社会教育課なんですけれども、社会教育課ではホームページの中のイベントカレンダーについて少しお聞きしたいと思います。これは社会教育課だけではなくて、これももちろん全部署に言えることではあるんですけども、イベント関係

というのはやっぱり社会教育課が多いのかなと感じますので、答弁いただけたらなと思います。

現状のイベントカレンダーなんですけれども、有田川ライブラリーの内容がほとんどを占めているように思います。また、イベントカレンダーには掲載されているイベントというのと、されていないイベントというのがあるんですけれども、この辺、ルール決めされているのでしょうか。答弁ください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員、おっしゃるとおりです。ただ、大きくワールドワイドに広報していいものと、また町民、もしくは小学生対象、中学生対象、もしくはこういう子を募集しますという広報については、紙ベースでありましたり、学校を通じてでありましたりっていう、スポットで募集をかけて、その成果というのを求めるという形にしていますので、すべてのイベントをホームページに載せているというところではございません。ただ、議員、おっしゃったとおり、イベントカレンダーと有田川ライブラリーの関係性も少し明確にしながら、わかりやすいホームページにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

答弁、ありがとうございます。

確かにイベントカレンダーの考え方といいますか、現状を考えると、町内の方へのためのイベントカレンダーなのか、観光関係であったり、町外に対するイベントカレンダーなのかというところが結構ごっちゃになっているところもあると思うんで、もし可能であれば、すみ分けしながらといいますか、しっかり目的を持ったイベントカレンダーになってほしいなと思います。

私も毎日2回ぐらいは有田川町のホームページというのを確認するようにしているんです。その中でも、行われていることが知らなかったであったりとか、後から知ったということも何度かありました。やっぱり欲しいと思う情報や更新頻度が今、現状では満足できるものではないのかなというふうに感じております。

やっぱり行政が発信したいことであったりとか、周知したい情報というのを掲載していくというのはもちろん大切ですし、必要だと思っています。けれども、町民の方や町外の方、見る側の方が欲しがっている情報、求めている情報というのをしっかり掲載していただきたいなっています。

先ほど、部長にも答弁いただいたんですけれども、しっかりそういったニーズを確認しながら行っていただければなと思います。答弁の中にもあったように、チラシを

発行しているのがほとんどだと思えるんですけども、チラシを発行しようと思ったら、やっぱりコストが大きくなってしまいます。けれどもホームページに載せるというところで言うと、大きなコストはかからず、予算も必要ないんです。なので、職員の方が意識をするだけで、もっと充実した内容になるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、観光、子育て、教育っていうところをピックアップして、一般質問させていただいたんですけども、ホームページを充実したものにするためには、やっぱり全部署、全職員がしっかり共通認識を持って取り組んでいただくということが必要だと思っております。せっかく、700万円以上の税金を使用して、ホームページを刷新したのですから、見た目だけではなくて、中身が充実したものにしていきたいなというふうに思います。

1日に1,400回以上アクセスのあるホームページなんです。情報化社会と言われている現代では、全国、全世界、どこからでも簡単にアクセスができる。有田川町の第2の顔とも言える、それがホームページです。今回の一般質問を通じて、ホームページの更新であったり、充実していくことの重要性、また数多くある職員さんの仕事内容の中でも優先順位は今までよりも、思っていたよりも、もっと高いところにあるんだなというふうなことを少しでも感じていただければ幸いです。

それでは、最後に、今後のホームページの充実に向けて、考えや思いというのを代表して総務政策部長に答弁をいただいて、終わりにしたいなと思います。お願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ホームページにつきましては、本当に大変重要な情報発信のツールであるというふうに考えております。その中で、ホームページの更新につきましては、現在、各課での更新となっておりますが、企画調整課のほうにもそういうふうなことに知識のある職員もございますので、協力をしながら、できるだけ新しい情報をわかりやすく発信するとともに、いろいろな意見を参考に検討しながら、利用者のニーズにこたえられるようにしていきたいと、このように思います。

○議長（殿井 堯）

以上で、椿原竜二君の一般質問を終わります。

……………通告順2番 11番（佐々木裕哲）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、11番、佐々木裕哲君の一般質問を許可します。

佐々木裕哲君の質問は一問一答形式です。

11番、佐々木裕哲君。

○ 1 1 番（佐々木裕哲）

1 1 番議員、佐々木裕哲です。

議長の発言の許可が出ましたので、始めさせていただきます。

私の質問は今回、3項目についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、健康で長生きできるまちづくり支援事業についてお聞きしたいと思います。誰も健康で長生きしたいのは共通の願いであります。そこで、基礎係数である合併後の人口推移と、高齢者数の推移はまずどうなっているのか。また、要介護者数の推移もお聞きしたいと思います。健康測定のパロメーターである、健康診断や人間ドックの受診率は県下において、我が町の状態はどのようになっているのか、これもお聞きしたいと思います。

そして、健康診断や人間ドックの受診者への町負担金と総医療費との相関関係は係数が出るのであれば、それもお聞きしたいと思います。町として町民が健康で長生きできるまちづくり事業は、今までは我が町は他市町村と比較しても、いろいろと積極的に私は行っていると思っているのですが、今後、町民のためにこれは、こういうことをやっていきたいという構想を持っておれば、それも教えていただきたいと思いません。

次に、敬老会の運営についてお聞きしたいと思います。まず、旧町別の対象人数と運営費はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。また、対象者1人当たり幾ら支給されているのかと、地区別は同一金額であるのか、違うのか、その点もお聞きしたいと思います。

そして、最後の質問、3項目目として、土砂災害対策についてお聞きしたいと思います。広報ありだがわ、今月、9月号に防災について、特集として大きく取り上げられていますが、その中に土砂災害、地すべりについては、スピードとパワーがすさまじいため、災害が起きてから避難しようとしても間に合わない。また、予測が困難なために役場からの避難情報が間に合わない恐れがありますと掲載されております。予想がつかない恐ろしい土砂災害なんですけれども、そこで、町内にまず地すべり防止地区というような、恐らく県か町か、国か、そこらは私、はっきりわかりませんが、つかんでいると思うんですけれども、町内に何か所あるのか。それも旧町別にお聞きしたいと思います。また、そのうち特に問題が懸念されているところを把握しているのか。それもお聞きしたいと思います。

また、今後、県、町として、指導、支援とか、それを動かすための補助金等、そのようなこともどのように関係しているのか、お聞きしたいと思います。

今の質問に対して、できるだけ明瞭に答えていただきたいと思えます。そうすれば、私の時間も60分とっておりますけれども、できるだけ早く終わりたいと思えます。

1回目の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、佐々木議員の質問にお答えします。

1点目及び2点目についてでありますけれども、我が国では世界的にも例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、2019年度版の高齢社会白書では、総人口に占める65歳以上人口の割合、高齢化率は28%、75歳以上人口は、65歳から74歳人口を上回る1,798万人となっております、総人口に占める割合は14.2%となっております。

平成12年度に創設されました介護保険制度でありますけれども、制度の創設以降、19年が経過し、現在は第8次有田川町高齢者福祉計画及び第7期有田川町介護保険事業計画に基づき事業に取り組んでいるところであります。

人口の推移及び検診の詳細、2点目の敬老会の運営については、後ほど、各担当部長より答弁をさせたいと思います。

次に3点目、土砂災害対策についてでありますけれども、有田川町内の地すべり防止区域については20カ所指定を受けております。旧町別では、旧吉備町1カ所、旧金屋町8カ所、旧清水町11カ所となっております、旧金屋町、旧清水町の山間地域に多く指定されております。その中で、今年度は、沼田地区、西ヶ峯地区、上六川地区で対策事業に着手しており、大賀畑地区については、昨年度に対策工事を完了し、今、経過を観測しているところであります。この4地区につきましては、地下水の水位を計測する水位計や、微少な地盤の変動を把握するための傾斜計を設置して、観測を続けているところであります。また豪雨や台風の後に、町職員による道路パトロールや農地、宅地、道路等に変状があるなどの通報を受けた場合については、早急に県担当者に確認してもらうようにしております。

今後も地すべり対策の必要な箇所につきましては、県に対し強く事業化の要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

私のほうから、有田川町の人口と65歳以上人口及び75歳以上人口の推移について、また、国民健康保険事業と後期高齢者医療に係る医療費の推移をお答えさせていただきます。まず、平成18年3月末の人口、65歳以上人口、75歳以上人口は、それぞれ順に、2万9,209人、8,167人、4,363人です。平成31年3月末では、それぞれ、2万6,510人、8,404人、4,819人です。13年間で人口は2,699人減少し、65歳以上人口は237人、75歳以上人口は456人増加しています。平成31年3月末の65歳以上人口比率、高齢化率は31.7%

です。75歳以上人口比率は18.2%となっております。

次に、医療費ですが、まず国民健康保険に係る医療費ですが、平成21年度の被保険者数、年間総医療費、1人当たり医療費は、それぞれ順に、1万465人、27億7,100万円余り、26万4,824円です。平成31年度では、それぞれ8,070人、27億8,200万円余り、34万4,773円となっております。9年間で、年間総医療費は微増ですが、被保険者数が2,395人減少していますので、1人当たり医療費は30.2%増加しています。

次に後期高齢者医療に係る分ですが、平成21年度の被保険者数、年間総医療費、1人当たり医療費は、それぞれ順に、4,893人、41億2,200万円弱、84万2,359円です。平成30年度では、それぞれ4,875人、44億9,000万円弱、92万1,023円となっております。1人当たり医療費は9年間で9.3%増加しています。

議員、おっしゃる、町負担金と医療費の相関関係については、はっきりと数値にはあられませんが、医療費の増加につきましては、保険対象治療等の拡充や、医療技術の進歩による高額化が1つの原因であると考えております。

人間ドックや、健康診断受診などの保健事業は、検査結果等に基づいて生活習慣の見直しを行い、病気の発症を未然に防ぐこと、また病気を早期に発見して、機を逸することなく早期に治療を行うことにあります。長寿社会の現在、健康寿命を延ばすためには、定期的に健診を受けていただき、生活習慣病を予防することが大切であると考えています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

次に、検診、ドックの受診者数の推移及び町負担金についてお答えします。一般会計事業で各種がん、胃、大腸、胸部、前立腺、乳房、子宮検診を自己負担金なしで実施しています。平成30年度の決算額で、がん検診委託料は、2,790万円となっております。受診率は横ばい状態であり、受診率を県下的に見た場合、中間ぐらいとなっております。

次に、国民健康保険事業特別会計にて、40歳以上の方を対象にした、特定健診を自己負担金なしで行っています。今年度の対象者は5,620人のうち、受診者2,139人で、受診率は昨年で38.1%となっております。決算額で特定健診費用は、2,043万円です。受診率を県下的に見ると10番目ぐらいとなっております。

次に、国保事業にて、人間ドック、脳ドックの助成事業を行っております。受診費用の80%を助成し、自己負担分20%にて受診ができます。平成30年度の受診者は944人で、助成金額は、2,313万円となっております。予算額としては、近隣

市町より多くなっており、助成額も受診費用の80%と上限額を設けていませんので、受診しやすくなっています。各種健診の受診は、早期発見、早期治療につながりますので、より一層の健診の受診勧奨PRを行ってまいりたいと考えています。

次に、要介護者数の推移でございますが、平成31年3月分事業状況報告によりますと、要支援1が203人、要支援2が314人、要介護1が233人、要介護2が276人、要介護3が222人、要介護4が266人、要介護5が191人、合計1,705人となっております。5年前と比べると、95%と少し減少傾向であります。介護保険では、特に予防事業に力を入れており、百歳体操や、運動機能指導事業等により、元気でいられる期間を延ばすことに取り組んでいます。

次に、敬老会の実施状況ですが、敬老会の対象者は70歳以上であり、今年度の対象者数は、吉備地区で2,975人、金屋地区で2,351人、清水地区で1,363人で、合計6,689人です。9月の敬老月間に合わせ、吉備地区では、吉備中学校体育館にて町主催による敬老会を行います。金屋地区、清水地区は、各大字区長様へ委託し、各区において敬老会を実施していただいております。予算的には、吉備地区は、余興委託と記念品代として、合わせて約280万円、金屋・清水地区は、1人当たり2400円掛ける人数分を区への委託料となっており、約890万円となっております。敬老会の実施につきましては、今後も区長会とも相談しながら、取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

再質問をさせていただきます。

まず、先ほど、部長、2名の方にお答えしていただいたんですけど、数字面についてはよくつかんでくれておりますし、私も理解できました。そこで、まずお聞きしたいのは予防事業として、百歳体操とか、運動機能指導とか言われましたんですけどね、これ、具体的にどんなもんなんですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

百歳体操につきましては、うちの長寿支援課の包括支援センターの職員が中心となりまして、各地区の公民館とか集会所とかを利用して、引きこもり予防対策として出てきてもらって、簡単な運動ですけども、それを地区によっては週1回のところもあるし、月1回のところもありますけど、それをどんどん今、進めてまわっております。体操の中身はビデオを見ながら簡単にできる体操となっております。

あと、健康機能指導運動ですけども、これはしみず園のほうに委託しまして、臨床

心理士によるリハビリ等の指導等を行っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

それでは、この対象者、もちろん健康な方は何歳であっても参加できないと思うんですけども、高齢の方でこれに参加してくれている、例えば体操をやってくれちゃるとか、いろいろある、何%ぐらい比率がありますか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

全体の数的には把握できていないんですけども、今、現在、地区で70から80地区ふえてきております。予防事業なんで、必ず行かんなんというものでないんですけども、できるだけ引きこもり予防につながる百歳体操を目指していますので、それに向けて、今、取り組みをさせてもらっています。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

70から80と言われたんかな、地区別で。違うん。今、有田川町で100ちょっとあるのかな、区としては。ということで、かなりのところがしてくれているんですけど、できるだけ多く参加してもらって、これ、あくまで支援事業なんで、まず会場へ出てきてくれること自体がもう1つの、歩いていかないかんし、恐らく車で送り迎えはしてないと思うんですね。そういうことで、できるだけ参加してもらおうようなことで、少しでも体を動かしてもらおうという、そこに趣旨があるから、これに取り組んでいるんだろうと、私は思うんですけど。できるだけ、大勢の方が場所に入れんぐらいに、ひとつ目標を持って、やっていただきたいなと思います。

それと、さっき、がん検診、これ、うち、無料でやっていますね。たしかよその市町村は金が要ってるとかいうんやけど、参考になったら、この場でちょっとお聞きできませんか。よそがどうか、こうとかって私、言うんじゃないですけどね、もしつかんであればお聞きしたいんですけど。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

うちの町のがん検診の受診者数ですけども、種類別に行きますと、胃がん検診が男性が525人、女性が629人、大腸がん検診が男性が998人、女性が1,212人、胸部検診が男性が750人、女性が1,015人、前立腺がんは男性だけですけ

ど、552人、子宮がん検診が女性で1,593人、乳がん検診が1,078人、延べにしますと8,352人となっております。うちの町は先ほど言ったとおり、各種がん検診を無料で行っています。県下的に見ますと、有料で1回1,000円とか、500円とかとっているところもあるんですけども、うちの町は全額無料でやらせてもらっております。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

それでは、人間ドック、次、脳ドックの費用のことについてあるんです。これ、たしか80%補助してくれるんやね、これは。自己負担が20%で受診できるということなんですけども、それで944人受けてもらって、2,313万円、補助金出していると、ということなんですけど、この金額は多いさかいええとか、少ないさかいええとかいうことやないんですけど、これは確かに福祉のためにこうやって使ってくれているんで、私はいいかと思うんですけどね、きょうも有田市の議員も傍聴に来てくれておるんで、よそはこれどんなもんになっちゃう、うちと比較して。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

人間ドック、これはもちろん国保だけなんですけども、うちの場合、対象者を言いますと、国保の被保険者が7,881人で、ドックの予算額が今年度2,313万円、置かしてもらっています。隣の有田市は被保険者が6,291人で、ドックの予算が1,530万円となっております。先ほど言いましたけども、うちの場合、上限額を設けずに人間ドック、脳ドックともに8割助成、2割負担で行っています。よその近隣町は、特に脳ドックについては上限額を3万5,000円とか2万8,000円までと抑えておりまして、自己負担が4割近くになる場合もあります。できるだけ、うちの国保のほうで受診をしていただくように、今のところ20%負担でやらせてもらっています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

今、一例として有田市で1,000万円ちょっとと言うたな。そうでしょう。うちから言うたら、向こうのほうがちよっと人口多いし、あれですけども、それでうちが倍、支給されているということは、支援しているということは、担当部長、まず町長の考えやと思うんよ。これはある反面、県下的に34市町村でもうちは福祉のまちと、私はある反面、胸を張れると思うんですけど、これ、県下一を目指して、もちろんこ

れから予算も、財政も決して楽なことではありませんし、だんだんと硬直化していることは事実なんですけども、しかし誰しも幸せにして、長生きしたいのはあれでございまして、許す限り福祉の面へやっってください。ほんまに、これ、県下一を目指していきませんか。そういうことでよろしく願いしておきます。

それと、ちょっと医学の進歩で物すごく今まで治りにくかった特定疾患の病気とか、いろいろあるんですけどね、どんどん医学が進歩して、高額医療、それも今まで保険が効かなんで、もう自己負担、自己資金がなけりゃ、保険が効かないということで、個人的にも非常に苦しい、受けたいけどもお金がないからということで、薬も使えなかったんですけども、今、保険適用される、大分変わってきていると思うんですけど、ちょっと参考のために、1回投与したら幾らぐらいかかる薬、ありますか。二、三、もし何だったら参考に聞かせてください。

○議長（殿井 堯）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

参考なんですけども、今年度、5月に保険適用されました薬剤名キムリアっていうのが白血病の薬で、その個人に合った薬というような格好で、1回の投与で効くか、効かんかっていうような薬なんですけども、それについては1回投与、最初、適用当初の金額なんですけども、3,349万円、一番多い。それ以外にも、皆さん御存じかと、オプジーボとかっていう名前も御存じやと思うんですけど、それについても1年間投与して3,500万円程度、適用当初の金額ではそういう金額、高額化しております。以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

ということで、ちょっと例を挙げて、3,500万円とか、我々、想像つかんような薬代ですね。もちろんそうなれば、その患者は、そのかわりにうれしいことであるけども、こちらとしては、財政としてはえらいことになるんやけども、これはしかし、それはとめられません。どんどん使ってくれはったらいいんやけど、こういう薬もどんどん適用されるようになってきたんで、あなた方もそうやと思うんやけどね、できるだけ検診を受けてもらって、早期発見をしてほしいんよ。そしたら、1回の投与が3,500万円要るやつが要らないというような状態になるので、検診やドックやとかというの、私はさっき相対関係のことをちょっと聞いて、それは数字が出やんと言うたんですけどね、検診の受診に対して幾ら金をつぎ込んでも、それで長生きして、本人も病気になっても、痛い、痛い言うのをできるだけ少なくできるというようなことにやっていただきたいと思います。これはほんまに皆さんもきょうは高額医療で3,500万円、1回でそんな薬あるのかというて。しかし、それは保険で使えるような

状態に今、なっているそうですので、ひとつ早期発見できるように受診していただきたいなと思います。

それと、次に敬老会の件なんですけどね、今、さっき吉備地区で2,975人で、吉備中学校へ集まって、余興をして、ことし行かない方にタオル1本、家へ送ってきてくれました。金屋・清水地区の金屋では2,351人、清水で1,363人に対して合計3,714人に対して、一人頭2,400円支給して、区長さん、これは区長さんも大変だと思うんですけど、現金そのまま2,400円を分配したり、弁当をとって、ちょっと豪華にしようと思ったら区費からまだちょっと出して、そういうことをやっているということも、私、聞いているんですけどね、これ、大変なことなんです。けど、これ、ぱっと見たら、吉備、あそこへ来て、いろいろ余興をやって、ことしもタオル1本、行かない人にくれるんですね。

とはいうて、私、いつも思うんやけど、約3,000人、吉備地区に敬老の対象者があるんです。それで総額280万円です。全部、余興の費用も入れてね。私、ちょっと比較して、差があるさかいあかんとか言うんじゃないんやけどね、割ったら一人頭、吉備地区、960円ですわ。そうでしょう。吉備地区の敬老会の対象者、1人当たり960円で、金屋・清水地区は2,400円ですわ。ちょっと、とはいうて、金屋、清水のやつを下げろと私は言いませんよ。とはいうて、吉備地区、今すぐといって2,400円分を与えてやれということやないんですけどね、これ、ちょこちょこ私、聞くんですわ。そしたら、皆、もう知ってんねん。親戚の方が金屋にいたり、清水にいたら、私、ことし1,500円くれて、それへまだ弁当ちょっとつけてくれてねとか、そんな話、ちょこちょこ入ってくるらしいな。そうしたら、吉備、行かなんだらタオル1本かえって。去年、はしか何かくれたな。あんなこともいろいろ文句じゃないんやけど、苦言としてちょっとおかしいぞと。

もうちょっとまんべんなくしてくれというのが、私、今回の質問の原因なんです。今すぐとは言わんけど、一遍、検討しちやってよ。吉備地区で1人当たり960円やったら、2,400円出てるということであるんやったらね、ちょっと差が激しいんじゃないかなと。そこはもうお任せしますけどね。ひとつよろしく願いしておきます。福祉関係はもうこれで終わります。

地すべり対策について、部長、ちょっと担当部長としてどうですか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

地すべりというのは非常に広い範囲で、深い地層がゆっくりとして動く状態でありますので、早急にどうのこうのという、がけ崩れのような急な危険性は少ないと考えております。その中でも、地すべり防止区域に指定されている箇所につきましては、以前に何らかの地すべりが起こったところであり、対策を講じてきた箇所と考えられ

ます。そのことから、また地域の方から、また動いてきたよとか、ひび割れがちょっと大きくなってきたよってというような報告をいただければ、また県のほうから再調査をし、そこでまた動きが観測できれば、事業の再開に移れるのかなど、県からも回答をいただいておりますので、地元からの要望をまずお願いしたいと考えています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

先ほど、町長答弁の中にも今後、県に対して強く、事業化の要望をしていくということをおっしゃったんですけども、今も部長もそのようなことですね。

きょうは、私もこの質問を取り上げたのは、もともと、うち、吉備地区もあるし、金屋、清水もたくさんあるんですけどね、かなり心配している地区、また家もあるんです。実際、ちょっと動いていると。この場でどこと言うことは、詳しいことは申し上げませんが、部長も恐らくつかんでくれていると思うんですけども、今後、これはさっきも言うたように、起こっても遅いし、情報を出したところで、滑るんで、これはほんまに命とりになるかと思うんで、ひとつできるだけ県とも密接な情報を取り合いながら、今、井戸掘ったり、水抜きやってくれたり、それはもうやってくれていることは私も十分わかっているんですけど、なお一層、そこらのところを協力に一遍、県とも打ち合わせ、町独自でも考えを持って、いろいろ要望もしていただいけませんか。その点、最後にちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

今、議員、おっしゃったところも報告をいただいたんで、県の職員と一緒に2度ほど私も現地を伺っております。ひび割れであるとか、確認もしております。また、それに動きがあるようであれば、県の職員を連れて、地すべりの事業の再開に向けて予防していきたいと思います。

以上です。

○議長（殿井 堯）

11番、佐々木裕哲君。

○11番（佐々木裕哲）

福祉の面と、今、建設課の地すべりのことについて、いろいろな質問に対して答えもいただきましたので、ひとつ前向きにいろいろ取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、佐々木裕哲君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

11時より再開いたします。

~~~~~

休憩 10時45分

再開 11時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

一般質問を続けます。

ここで副議長と交代します。

〔副議長と交代〕

……………通告順3番 10番（殿井 堯）……………

○副議長（小林英世）

一般質問を続けます。

10番、殿井堯君の一般質問を許可します。

殿井堯君の一般質問は、一問一答形式です。

10番、殿井堯君。

○10番（殿井 堯）

副議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

今、有田川町は安心、安全で、住みよいまち、非常に各町からも関心を持たれている町であります。まして、今、旧吉備町では下水の進行が進み、最終の3段階へ届いております。それがゆえに大変うれしい悲鳴であります。我が旧吉備町は盛んに建築部分開発が物すごい勢いで進んでいます。開発が進むということは、家の軒数もふえてきています。家の軒数がふえるということは土からアスファルト、土からコンクリート、今まで、各地域でささやかれているゲリラ豪雨、そういう大きな雨がまだ、この有田川町には降っておりません。昨今も佐賀県あたりで猛烈な勢いで雨が降っている。その雨に対しての、雨量に対しての側溝が間に合っていない。まちは全く水浸し、道路は川のようにあふれ出ております。

我が町もある程度、下水の前に我々は検討して、雨水のシミュレーションをこしらえていただいております。冒頭に申し上げたように、家がふえるということは、今まで土の土地へ浸透した水がすべて上へ浮きます。上へ浮くということは、すごい流れになっております。

今、我々は過疎化とか、そういうことで大変な時期に、ありがたいことに旧吉備町はどんどん開発して、どんどん家がふえています。これに対応できる、今、現在、有田川町が側溝関係、新しく建っている家のはたに側溝は今までどおりの幅で今までどおりの処理しかできないそういう側溝関係の仕方しかないのではないかと。

想定外の雨量でゲリラ豪雨が来たときに、佐賀県で大変大きな被害を出しております。そういう対策に、有田川町が万が一、いつそのような状況に追い込まれるかわかりません。そのときに我が町は安全で、安心して暮らせる町のそういう整備はできているかどうか。反面、家がふえて、人口がふえて、大変うれしい状況であります。その反動に対して、今までの雨量と違う大雨量が来たときに、そういう家がふえているので、アスファルト、コンクリートが多いところへ雨が降られたら、そういう関連の側溝では対処できるかどうか。ここらの点も1問目の質問の要点であります。

それと、2問目なんですけども、せんだって、我々、区の道普請、そういう関係で皆、班とか区が一生懸命に道普請をしていただいております。そのときに、空き家が多いんですね。地権者のある空き家が多いということは、当然、その地権者に家のこととか庭木、生垣、そこらあたりのことは地権者があれば地権者へ言うたらいいんで、切っていただきたいと。これは危険なんで切ってもらえませんかという交渉ができるんですけども、今、誰が持っているんやら、どこへ行っているんやらわからん問題の大変多い土地があります。そこで切るにも切れない。何とか市町村に対しても何とかしてもらえんかと言うても、持ち主がなかなかわからない。ええい、面倒くさいさかい、あが切ったろかいなど、切る。これ、アウトなんですね。やっぱり切るのは地権者に、所有者に許可を得てから切らんといかん。

ただ、ネックとして、何かの方法がないかといったら、よその地権者もわからん大きな木が、もし隣へ根が出た場合、この根は無断で切ってもええらしいんです。そやけど、根を切っても枝は切ったらあかん。根はええっていう格好で、我々、この間も大変役場のほうへ相談にかけて、何とかその持ち主はわからんかっていうことで、なかなか個人情報がきついんでね、その地権者を割り出すのに難儀して、何とか地権者にたどり着いて、やっぱり安全のためにこの木を切らせていただけませんかというところで、いや、切ってくれてもええんやで、どうぞ切ってくださいって言うて、そのかわり切るのはおまえのところで、区で、その周辺の人に切ってもらってよっていうこと。ああ、わかりました。それでは切らせてもらうって、そういうふうな連絡をとればいいんですけど、空き家の場合、家は朽ちてくる。その周辺に生垣が勢いついて伸びてくる。そこらの木を切れない。放置しっ放し。また、家も崩しにかかれん。ここらの対策を町はいかに、どのように考えて、今後対策をしてもらえるか。きょう、この2問の質問に至っているわけなんですけども、その答弁のほうをよろしく願いいたします。これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、殿井議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、雨水事業の計画につきましては、平成19年度に下水と一緒にやろうという

ことで、認可を受けて、これは今でも、その内容で継続されています。その後、事業変更認可申請書を提出するため、基本計画と解析調査等の成果品を作成しております。

雨水事業の変更認可申請書提出前に、雨水事業をどのように取り組んで行くか協議を行い、事業を進めて行くには多額の財源が必要となるため、まず雨水対策に重点を置き事業を進め、雨水事業については汚水事業が完了した時点で、財政状況や接続状況など十分検討を重ねた上で、取り組んで行かなければならないと判断しております。

なお、作成しています成果品につきましては、他の事業で排水路等の工事を計画する場合に、成果資料を活用し、実施しているところであります。これ、下水と一緒にやろうかと言ったとき、下水工事と同じぐらいの財源が必要になるということで、これはもう両方、到底、今の有田川町ではもたないということで、一応、下水道工事をやってからやろうかということになっています。ただ、議員、おっしゃるとおり、今、ありがたいことに特に吉備地域は非常な勢いで宅地化が進んでおります。したがって、田んぼが減るは、側溝はそのままやっていうことで、今、洪水じゃないんですけれども、水路があふれるという事態が至るところで起こっております。

これはやっぱり根本的に直そうと思えば、まず有田川、鳥尾川、天満川。これはもう鳥尾川も天満川も県のほうへは常に強力に要望していますけれども、なかなか進んでいないのが現状でありまして、その中でも、ほうっておいたらええんかっていうことではないんで、またそういった箇所、区長さんから連絡を受けて、簡易に直せるところであれば、早急に直していきたいなという考えを持っておりますんで、またいろいろな提案というか、そういう溝があればお知らせ願いたいなど。

まず、言ったように抜本的に直すというのはなかなか行かんで、その水路、あふれるんがここを直したらええん違うんかっていうぐらいのことやったら、やっぱり早急に対応していかなければ、人家へ水が入るといふ。幸いに有田川町、大きな雨がありませんけれども、今、おっしゃるとおりどこで大きな、きのうも京都の北部、洪水警報が出されておりました。この間も横浜の市内でも道路が川のように流れるという、非常に今、異常気象ということで、非常に危険な状況が続いていますんで、できる範囲内でそういう箇所は直していきたいなと思っております。

次に放置された空き家の対策についてでありますけれども、道路を管理する上で、町民の皆様方の日ごろの御協力が大きな支えとなっております。道路にはみ出した樹木等は道路利用者に危険を及ぼすことのないように所有者の責任として管理していただく必要があると思っております。

御質問のように、周囲に迷惑をかける空き家等につきましては、地元区長から要望があり、現地を確認し、対応が必要と判断した場合は、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づき、適切な管理を促すよう、空き家の所有者等に文書により対応を依頼しております。

続いて、所有者不明の場合の対策についてでありますけれども、おっしゃるとおり、

勝手に切ることができません。それでも、なおかつそういう危険が生ずれば、町から空家法に基づいて、文書により対応の依頼をします。法定相続人、相続放棄等で不在の場合で、所有者等を確知できない場合においては、対応の緊急性が高い場合には、略式代執行等による対応が考えられます。これをかけようと思ったら、やっぱりある程度の期間を、公告をしなければならぬということ、それでも危険があれば、代執行もやむを得ないのかなという考えは持っております。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

答弁をいただきました。このゲリラ豪雨、それに対しての今町長が申しましたように、下水関係、これに物すごく金額がかかります。しかしその金額かけた分、相乗効果というのは、やっぱり今、旧吉備町へ住宅、よそからも来て、若者も集まって、その相乗効果というのは莫大なものがあるので、それは喜ばしいことです。

それを相乗効果によって家もたくさんふえて、住民もふえ、若い子も家を建てていただいている。しかし、その反面、冒頭の質問で言ったように、やっぱり家が建つには道路が必要、道路にはアスファルトが必要、それでまた家屋敷に浸水せんために、コンクリを張ると。

というふうな状況で、今まで下へ下へ流れてた水が、そういうアスファルト、コンクリによって、今度は上へ上へと浮上してまいります。だから、今、下水をやるときに雨水のシミュレーションも承知しております。そのとき僕も建設管理していたので、そのシミュレーションも見せていただいております。

しかし町長、今、そのシミュレーションで、昔のままの状態、側溝が対応できるかということ、ちょっとこの側溝では対応できませんね。まして近代、うちの産業建設の委員会で、地元の町道の認定が物すごくふえてますね。その町道の認定へ見学させてもらいに行きましたけど、この側溝でこの住宅が何十軒って並んでいる住宅が、これ一挙に雨が降って水がきた場合、今のこの側溝の状態、果たして川まで運べるかどうか。今のゲリラっていうのは想像もつかないゲリラ豪雨になりますので、多分側溝とか、そういう関係の今の状態ではようは切らんと違うかと。

ましてや川まで流れたとしても、今、町長が答弁で申されたように、川ですね、この有田川町にある川自体、有田川自体もこの雨量を川へ流せるかどうか。まだひょっとしたら川の底の水のほうが高くて逆流してくると、そういうふうな恐れがないかというふうな心配をしているんですけれども、そこで建設環境部長におうかがいします。

そういう佐賀県で、今、膨大な雨が降って、どうにもこうにもならん、家自体がみんな浸水して、えらいことになっております。町長も冒頭に申されたように、横浜とか、今も京都とか、我々が全く今時分、何でこんな大きな雨が降るんだというような

雨が降ってきてますね。そのときに、側溝から川へ運ぶんやなしに、低い土地は池になりますね。低い道路は川になりますね。その処置なんです。

緊急に、今、有田川町は幸いにしてそういう雨が降っていませんので、我々、安心安全で暮らしていますけど、いつ、あした、あさって、いつそういう状況になるかわかりません。そのときに、うちの町としたら、すぐ出動して、そういう状態を回避できるような体制をうちの町として構えてるのかどうか、そういう対策をとっているのかどうか、今はなくてそれでいいんですけど、起きてからそういうことを考えたら遅いですね。すぐ水たまりになった水を何とかしてポンプアップして、そういう状況を打開して、すぐたまってる水を川なり、どこなり、排水できるような状態の構えが有田川町にできてるのかどうか。その点、いかがですか。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

佐賀県のような大規模な浸水につきましては、町のほうから県を通じまして、国土交通省の地方整備局に緊急災害対策派遣隊という、大型ポンプですね、近畿地方整備局には35台あるんですけども、そういうものを緊急に派遣してもらって排水の支援を実施していただけることとなっております。

今回佐賀県の場合は軽油とまざったために、すぐ排出できなかつたんですけども、ただの水だけの場合であれば、こういう国土交通省整備局から派遣いただいて、排水できることとなっております。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

今、川自体の水と、そういうゲリラ豪雨との水がマッチしたら、とてもやないけど対応し切れません。だから一番そういう事態になる前に、そういう事態が起きたときに、どういうふうな対策をとっているのか、そういう単なるポンプ車持ってきて、それでどこへ流す。川の水の堤防が切れるおそれがある。雨の水が我々の町へたまってきた。これをどういうふうに除去するか。

一つの例で、今、吉備中学校。これ、グラウンドこしらえるときに、教育課と何やかんやもめたんですけど、今、教育課で珍しい、中学校としては珍しい人工芝、その下に水をためる施設というのは、雨水がようさん出てくれば、そこへ一旦逃がすと、その状態を教育課やってくれてますね。だからそういうふうな対策も我々自前に考えていただかんと、川の水が反乱する可能性はある、雨水の水はたまつたままである。この2つの水がバッティングしたら、どう対策も、どうしようもないですね。そういう点で建設環境部長なり、町長なりの答弁をいただきたいんですが、そういう緊急なときに、これを今考えといってもらわんと、ただ単なるポンプ車持ってきてかすつたら

ええんやよという環境ではない事態が起こり得るということなんです。

だからそこの対策を、まして今後早急にやってもらえるんか、やってもらわんと、今度はえらいことになりますんで、その点町長、答弁いかがですか。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

実は、その1回目の雨水対策の計画の中には、がいな地下のプールというのを計画やっていました。これには莫大な費用がかかります。それでおっしゃるとおり、多分吉備地区の一時水を一つのところにためるというのは、今のところ、ほかのところで早急にすることとは僕できないと思います。

まず、人たちの安全をどんなにしたら考えられるのかということで、やっぱり住民の皆さんにも防災意識というものをしっかりと高めて持ってもらって、そういう災害が起きたとき、大切な命を落とさないようにするのも一つの方法で、今のゲリラ豪雨を全部、おっしゃるとおり鳥尾川、天満川それから有田川がいっぱいになればはけるところがありません。逆流してきます。その水を1カ所でためるというのは、今のところ、至難のわざであると思っています。それでもいつかはせなあかんというか、くると思いますけれども、早急にやれと言われても、ちょっと困難なところがあって、まず住民の皆さん方にそういうことが起きるであろうということを前提に、自分の命をどないしたら守っていけるんかということもしっかりと考えていただくことも一つの方法かなという考えを持っています。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

多分早急にはできませんね。できやんのも一つやけど、できる方法が一つあります。有田川の水位を下げることです。これが一番手っ取り早い方法なんです。

今、有田川の水位というのは、現実川を見てもらったらわかるとおり、木や土砂や、いっぱいたまってますね。だから川の曲がるカーブのところ丹生とか、ああいうところ大変危険な道路が多い、手前に、今そこへもと町の議員も見えられてますけれども、ここらから質問も受けて、我々なんしたん。

そういう県へね、有田川町の今、雑木、この間も僕、金屋橋の付近から鉄道公園の付近へ町長のお力をお借りして、何とかあそこの木を何とか早急に切っていただいて、川の流れがええようにできやんかということで、県の方へ町長に陳情に行ってもらって、ようやくこの秋に予算をつけて、その雑木を何とかしましょかといって、金屋橋の橋から丹生のほうへその雑木を切る予算をつけていただいた、町長の力をお借りして。だからその点だと思うんです。要するに下のたまってる土砂、田殿のはたしの何も見たら、やっぱり木、土砂、ガラス、物すごいたまってますね。これを全部

の川の水位を下げるんじゃないに、ある程度金屋橋はたしまで水位が下がれば、これおかしなもので、2メートル下げるとするでしょう、河原の木とか、土砂とか、下がれば、その何キロっていう上の土砂がそれへ、低いところに流れてきますんで、相対に下がるようです。田殿はたしでちょっと1メートルほど下げて対処すれば、そしてら金屋の上から清水はたしまで、やっぱり土砂が下へ下がるそうです。

だから、何も今、ゲリラ豪雨があるさかい大きな池を掘って、東京都みたいに地下水ためようというんやなしに、県へ働きかけて、この有田川の現在状況を見てくれたらわかると思いますけど、そういう雑木、土砂の堆積、これもそれは予算的には難しいと思いますけど、町長ここに働きかけて、もう一度、今、議員が一般質問してるように、その有田川の水屋橋からちょっと丹生にかけてずっと田殿のほうへ、その底を早急に下げてもらえば、この雨水が万が一きても川へ排水できるというふうな格好でやってもらえんかなって頭で想像してるんですよ。その点、いかがですか。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おっしゃるとおりであります。それで、今年度の予算で金屋橋の下とそれから、丹生橋の下の竹の残り、これもきれいにとってくれるということで、いつでも土砂のしゅんせつとか、そういうのは要望してるんですけど、なんせ河川の予算というのは県でも極端に少ない。その中でも、今度堆積土砂も出してくれます。

やっぱり根本的には有田川の水位を下げるというのが一番の根本でありますので、それはもう今後も引き続き要望をしていきたいなと思います。有田川の河川促進協議会もあって、それはもう常に県へ要望をかけております。ただ予算が少ないので、ある程度またとってくれる。しゅんせつも進んでいくと思います。その中でも、さっき言ったように、急に小さい雨でも、この間も雨がぱつと降って簡単に、ここをちょっと広げたら直るんちゃうかというところを早急に直していきたいなと思っております。その根本的な有田川については引き続き県へ、議長も多分入ってくれていると思いますので、そういう会も通じて、一生懸命にまた県へ働きかけていきたいなと思います。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

やっぱり水ってというのは、どうしても高いところから低いところへ流れます。その低いところが高くなれば流れません。だから、今、排水計画もまだ一応、何を整備せんといかんということで、整備の、結局、そういうシミュレーションもやらんで正解かもわかりません。昔のシミュレーションやっていたんで、今の側溝はよう飲み込めません。だから、それを飲み込むのに対して、今、町長が言いはったように、有田川の底を、樹木、そういう堆積してるところを今回、今年度の予算で有田川の水屋橋か

ら丹生を通過して田殿橋あたりまで接続してもらえます。どこまでが部分的になるか、予算の都合もあるんで、骨を折っていただいていることは十二分に僕らも承知しております。だから町長、その点、また協力的に、早くしてもらわんと、うちがどないなるやらからんという事態になったらいかんので、建設環境部長のほうも町長と一体になって、僕らもそういう件についたら後ろへ回らせてもうて、有田川町の産業建設住民常任委員会もあるんで、そこらと一体となって、県のほうへ陳情して、早く川を清掃、川を清掃するのにそれは予算もありますけど、池を掘って、水をためることを思ったら安いものです。またそれで、我々の安全が、安心が保てるんだったら、それは早急にやっていただきたい。努力をしていただいているのは十二分にわかります。

それで、うちの今、各区、班が、低いところは、下徳田とか、田殿の8町低いところは、必ず水がたまるのは、想定してます。だから今度、下水関係がもう3期きてますんで、町長。また雨水かかってもらえんと思えますけど、そのときには前のシミュレーションの側溝じゃなしに、その倍くらいの構想を持って、それで有田川を下げてもらって、その有田川へスムーズに流せるような対策をできるだけ早くとっていただければと思えますけど、その点はどうですか。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

今おっしゃられたとおり、やはり前の計画では有田川へポンプアップで流すような計画になっておったんですけども、やはり有田川の川底を下げれば自然に流下できるので、その方法がよいのかなと思います。

それとまたそのシミュレーションに関しましても、今、浸水想定区域も1,000年に一度というような、雨量の量が変わってきております。また宅地もどんどんふえておりますので、もう一度やり直して、効果的で最大な効果が得られるような計画をまた考えたいと考えています。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

これはやっぱりアイデアだと思います。何とかして対策を早急にとってもらえる方法、これはもう十二分に大きなお金もかかりますし、有田川という区域にとれば、有田川云々よりか、県の何がいるというところなんです。

それで建設課もかなり若くてもしっかりした子があります。そういう合理的な考えを持って、県へとにかく足を運んでもらうと。割合一番その方法はたやすい方法やと思えますけど、やっぱりこれも難色してるということ、十二分にわかってます。やっぱりその予算が町長のおかげについて、ちょっとほっとしてるんやけど、それは万全にせいということとはなかなか難しいんで、今後とも建設課と町長と、執行部、産業建

設住民常任委員会も一丸となってこれに取り組んでいただければと思います。それで1問目の質問を終わらせていただきます。

2問目なんです。これ、近日冒頭で申し上げたように、うち、9月1日に皆が出てきて、道普請というのをやるんです。道普請をやるんですけども、道へ枝出てきてる。これ危ない、これをもう勝手に切らせてくれたら、ぱぱっと切っちゃおうかと言うたんやけど、切ったらこれえらいことになるんで、これを何とか町の対策でできやんか。相手がわかってればうちの区長なり、区の区長関係者なり、相手へ切ってくれよと、これ危ないやろうということ交渉できるんですけど、ただ相手がわからない場合があるんです。その場合、対策をどうするかと。勝手に切れない、冒頭に申しましたように勝手に切れない。その持ち主は親がなくなって、子供さんだけになってる。子供さんがどこへいつてる。これはなかなか、町長、役場で教えてくれないんです。おわかりのとおり個人情報です。

それでその親戚をやっと探し当てて、その親戚の、おまえのところのいとこさんなりなんなり、ちょっとこういう状態なんで助けてもらえへんかといっても返事がこない。これ、こういうときにどういう方法のつてをたどって、その地権者、相続人です。相続人へどういうふうにあポをとれる方法があるんだって、個人情報もあるし、なかなか難しいという点があると思いますけども、その点どういうふうな方法をとって、その地権者にたどりつけばいいか、ちょっとお教え願えますか。

○副議長（小林英世）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

議員おっしゃるとおり、個人情報等ございますので、なかなかわかりにくいところがございます。

私の経験なんですけれども、その場所が宅地じゃなしに畑とかの場合でしたら、産業課のほうへ、畑の持ち主が耕作を放棄してるというような状況になりますんで、そこで産業課のほうから、その農地を何とかしてくださいということで、公の立場でプライバシー云々関係ないと思いますので、産業課から、農業委員会からその耕作者に発信しまして、情報を得て、何とか対応をしてくれということのできる方法があると思います。

あと、個人的にですけど、直接私どもの税の関係で来られたとしても、その番地がわかっていたらその公図等見ることはできるんですけども、番地等もわからない場合とかあるので、なかなか個人さんでは対応できないことも多いと思います。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

答弁苦しい。わかります。これは個人情報なんでなかなか苦しい。そこで産業課のちょっと名前が出たんで、産業課には質問の内容をお知らせしてません。してませんけど、今、住民税務部のほうからそういうヒントをいただきました。それはその道をたどっても法的には違法ではないですか。大丈夫ですか。その点、いかがですか。

○副議長（小林英世）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

農地である場合は、農地法がありますので、農地を確保していくというのが一番の法律なので、そこについての荒れていたりする場合については、うちのほうでまずは付近の人から苦情があったらすぐ見に行き、現場を確認して、地番を確認し、それからその人に電話がわかればそうするし、電話がわからない場合は住所を確認して郵送して、こういうふうになっているのですぐに対応してくださいということを行います。

それをするためには、やっぱりうちからほかの部署へ聞いて、確認していくということも大事なので、例えば農地台帳を見ていくとか、地籍とか、また今言われたように税務課のほうで、最終的にそこで課税している人とかを確認して、そこへ郵送でもして送るということになってきます。そしてそれで農地を荒らしているの、すぐに農地に戻してくださいということをお知らせすることになります。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

わかりました。それは農地の場合ですね。農地の場合はそういうふうにとけると。ただ、個人的に誰しもあるとこのあいつ、この木切りやがらんと邪魔やなど、調べたらわからんと。個人的に誰が行って、でもそういうふうな対策がとれるんか、それとも区とか、区長さんとか、その関係者でないと、その情報はとれやんのか、そこらの点我々聞いとくと、個人的にそれを聞いて、地権者の名前教えてもらえるんかという、いやそれは個人情報やと、ちょっと教えられんと言われる可能性もあるんですけど、その点だけはどっちでも構いませんが、どうですか。

○副議長（小林英世）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

個人さんからの依頼ということ、区長さんからの依頼であっても、情報をもらすということではできないと思います。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

いや、今、産業課のほうでできそうな雰囲気やったんで、個人でもいけるかと思っただけど、やっぱりちょっとこれはまずいんですか。はっきりこういうことは言うとかんと、万が一そういうふうになったら悪いんですけど、個人情報的には、法的にはいかなものか、この辺の質問なんです。議長、よろしく。

○副議長（小林英世）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 11時41分

再開 11時43分

~~~~~

○副議長（小林英世）

再開します。

答弁をお願いします。

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

先ほど、ちょっと間違えてまして、個人で誰の土地であるかとわかるその方法なんですけども、地番わかっているれば閲覧できますんで、誰の土地であるか、住所までは閲覧で、自分で、個人さんで確認はできます。そこまでです。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

今、僕が言ってるのは農地の場合は一応産業課の農業委員会、そういうでなければ、一応僕からの要望であっても誰の持ち物か調べられる。調べられるという返答で解釈してるんやけど、その場合は農地の場合でも、個人がその住所を知りたいときには、個人でも大丈夫なんかという、これを質問してるわけなんで、個人ではどうですか。

○副議長（小林英世）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

個人で直接来てもらって、地番わかっているれば公図の閲覧等できますんで、その所有者と住所はわかります。

ただ、今、議員おっしゃったように、農地の場合、農地の方向、農地で耕作やっていないということで、農業委員会から、農地法からの部分で、個人が産業課にいて、産業課からそういう指導できるという農地法によってできることであって、直接個人来ていただいても、今の閲覧は可能です。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

わかりました。要するにそういうことであれば、結局産業課の農業、放棄地の場合、相手がどこの誰かわからないので、何とかその住所をたどって、その地権者がわかりませんかということで、行ったら教えてもらえるということですね。

○副議長（小林英世）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

農業委員会のほうで教えてもらって対応するという事です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

それは我々、関係者やなしに一般でも大丈夫。一般の人が、区とかそんな関係なしに、一般の人がそういう関係で、邪魔になるさかい、何とかしてくれて個人が行っても大丈夫なんですか。

○副議長（小林英世）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

農業委員会でもいつも状況を毎月見に回ってるんですけども、全部は無理なんで、その抜けたところというのは個人の方が言ってくれますんで、その場合は何か所もあります。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

わかりました。そういう関係なんで、それは一応農業の放棄地、農地の場合、もう一つ僕のきょうの根本の本題は、空き家です。

この空き家に、空き家というのは、放っておけば家は朽ちてきますね。家自体がどうしても朽ちてきます。ただ、庭木、生け垣、これは朽ちません。これは年数を追うごとに勢いを増してきます。えらいことになりますね、これ。近所、道路、家の庭。そしてそこへ動物が住み込む。どうしようもないようなことについて、この場合に特殊な関係なんですけれども、両親が亡くなると。そこで子供さんが2人いてると。それで子供さんが2人いてるんやけど、お姉ちゃんのほうは嫁にいとると。息子さんのほうが住民のほうは、名前は出しませんけど、ちょっとわけありで施設入ってる。

これを近所の方が、わしら切らしてもらおうし、わしらがこれをちゃんとさせてもらうさかいにやらせてもうて構わへんかって僕のところに来た相談に来てくれた人があるんです。ちょっと待ってくれよ、それは幾ら何でもあがらで処分してどうのこうのええ

っていうわけじゃない。冒頭で質問したのはそれなんです。

そのときに一応住民課じゃないですね、福祉のほうですね、福祉ほうはそのとき一旦後継人になってると思うんです。その人の財産の後見人。お姉ちゃんのほうは財産放棄してるんで後見人になってたと。ただ後見人になってたけど、それやったら福祉のほうへ相談すぐ行ったら、すぐわかるんですけど、その後見人からはずれたと。そういうこともあり得るんですね。後見が福祉になってたけど、福祉が今後見でない。

そういうときにどうしようもないですね。そのときに一番2問目の質問のネックはそこなんです。空き家対策、家がずんずん朽ちてくるけど、庭木、生け垣ががががんふえてくるんで、道もどうしようもない。こういう対策のときに相談するのは我々議員が一番多いと思います。議員さんあんなときどないしたらええんよ。それはわしは知らんなって言うわけにいかんさかいに、そういうときにもう後見はずれた福祉のほうへいってもあきませんね、これ。後見人が福祉であったら福祉のほうへ、こういう場合はどういうふうな対策をとってもらってるんか、そこらをちょっとお聞かせ願えればということなんで。

○副議長（小林英世）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

今、議員おっしゃるとおり、親御さん亡くなられて、子供さんいてる中で、その子供さん、判断能力が、少ない方については、今、和歌山家庭裁判所で成年後見人制度があります。これは申し立ては本人がしなくても、4親等以内の親族ができますんで、やってもらるか、どうしても親族のあり方については最終、町長申し立てという方向もありますんで、誰か判断つかない場合は後見人をつけるということが出来ます。その後見人の方は財産管理の権限を持ちますんで、本人さんなくなるまで財産管理等々やっていく義務がありますんで、それは後見人つく、誰がつくかは家庭裁判所で決まるんですけども、そういう制度があります。

その制度わからない場合はうちの窓口で指導もさせてもらってますんで、また相談にきてもらったらと思います。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

ありがとうございます。それを知りたくて、どこへこの話をもっていったらええんかという話を、今の農地の場合やったら、今説明してくれました、そのとおり一応農業委員会で相談すれば対策はすると。今言われたように、そういう家、屋敷の、農地でない場合、その場合は万が一後見人に福祉がなってなかったら、そういう状態であれば、福祉のほうへいったらその対策を教えてもらえる、こういう解釈でいいんですか。

○副議長（小林英世）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

当事者の方がさっき言ったとおり、成年後見に該当する場合であれば、うちのほうで相談にのらせてもらいます。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

福祉の場合やったらそうですけど、それは結局その後の福祉や関係なしに後見人が全くないと。どこの誰かわからんと。この場合の相談はどこですか。

○副議長（小林英世）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

所有者不明の空き家については、地元からの要望で行政へ報告をいただいて、そこで職員が特定空き家と判断した場合には、その樹木等はいついつまでに伐採してくださいよというような町が公告を載せるんです。それまでに伐採していただけない場合は、町が誰かに委託して、その木を切っていただくと。これが略式代執行というんですけれども。そういう方式があります。以上です。

○副議長（小林英世）

10番、殿井堯君。

○議長（殿井 堯）

わかりました。わかりましたけど、一応一般の人がそこへ行かれた場合に、どこの課へ行っ、どう答えを聞いたらいいかわかりませんので、その横の連携ですね。縦横、横の連携で万が一こういう相談を住民課へ行くなり、福祉行くなり、総務行った場合に、横の連絡を密にとつとももらわんと、こういうやつはどこへいけど。こういうところはどう対処するというのを住民課行く、どこへ行くということをおまんらで相談して、誰かがそういう点は個々に多いと思います。そういう面も、放置されてる面も個々にあると思いますので、そういう人が相談に町へ来た場合に、どこかへ行っても、どこへ行ったらいいんかなんやわからんというときには横の連絡をとってもらって、どこからどこへということだけ窓口へ来た人に対応できるような方針を町長とっていただきたい。これを最後にして、構いませんけど、それだけ一遍お願いします。

○副議長（小林英世）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

万全に進むように対策をとらせてもらいます。

○議長（殿井 堯）

よろしくお願ひします。終わります。

○副議長（小林英世）

以上で殿井堯君の一般質問を終わります。

ここで議長と交代いたします。

○議長（殿井 堯）

それではしばらく休憩いたします。

次の再開は13時にさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

~~~~~

休憩 11時55分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開します。

一般質問を続けます。

……………通告順4番 8番（小林英世）……………

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君の一般質問を許可します。

小林英世君の質問は一問一答形式です。

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。質問項目は3項目、通告書のとおり3項目あります。2項目めと、3項目めについては、先ほど同僚の議員が質問したと重なる部分もあるのですが、よろしく御答弁お願ひ申し上げます。

まず、1項目めですけれども、ことしにはいって6月ごろですけれども、近所でイノシシが出没して、大きな騒動になりました。他の地区でもイノシシの出没の話は聞きます。

それで、1項目めですけれども、獣害ということで質問をしたいと思います。

まず、近年の獣害はどのように推移をしているのかということをお聞きしたいと思います。やはり増加傾向というのは薄々感じるんですけれども、人が住んでいる、例えば住宅地のかかなり多いうちの近くまでイノシシが出てくるというふうな状況というのは、かなり特異な感じをします。

それで、執行部としてはどのように獣害の傾向を把握してるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、先ほど少し言いましたけれども、1学期6月ごろに、御霊小学校の校区でイ

ノシシの目撃が相次ぎました。担当課とか、あるいは教育関係の方、かなり出ていただいて、対応をしていただきました。大変だったと思います。

この件について少し経過と、それからいろんな教訓があったと思いますので、今後の対策についてお尋ねしたいと思います。

次に、やはりどんどん特にイノシシなんかは、例えば子供の通学路なんかに出てくるといことは、これからも想定されることであります。そういうことをできるだけなくすためにはやっぱり駆除をしないとどうにもならないと思うんですが、駆除に対してやっぱり民間の方の協力というのが非常に大きなファクターというか、ウエートを占めると思います。

その民間の協力の現状、あるいは課題、今後の対策も含めてお尋ねしたいと思います。

獣害について最後ですけれども、捕獲した、例えばイノシシなんか、特にどのように処理するかというところで、少し町民の方のお話を聞くことができました。ジビエなんかである程度処理ができる、はけるというのもあると思うんですが、それってかなりとれたときの状況は非常に新しいとか、食肉として使えるという、結構ハードルが高いようでありまして、全部ジビエにするというわけにはいかない。多くは処分するんですけれども、焼却処分というのが一番多いんじゃないかなと私は思ってます。それが一番理想じゃないかなと思うんですけれども、大きなものについては焼却炉に入らないと。これは以前同僚議員も質問されたことですけれども、焼却炉に入らないような大きなイノシシをどのように処分するのかっていうと、結局埋めんとあかんのじゃないかというような形になると思うんですが、やはりおりを仕掛けられる方の中で、そういうふうに分がえらいからちょっとおりを仕掛けるのもなという声も聞こえるということで、できれば焼却できるような大きな焼却炉を聖苑でもつくっていただければなと思ひまして、執行部の考えをお尋ねしたいと思います。1項目めは以上です。

続いて2項目めにいくんですけれども、こちらのほうは先ほど申しましたように、同僚議員が朝質問していただいて、かなりの部分で重なっております。リニューアルしたホームページですけれども、半年たちました。その中で発信することというのは、有田川町の町政を外からのぞく非常に透明性の高い窓、私は窓だと思ひます。

それで、どのような姿勢でホームページをつくっていくかというのが、物すごく外から見てわかりやすい。それは町民が見てわかりやすいというのもあるし、町外の人が見てもわかりやすいということになると思うんですが、まずリニューアルしたホームページの現状をどのようにとらえておられるのか、再度お尋ねしたいと思います。

次に、先ほども充実させなあかんというのは大体皆さん答えていただいたと思うんですけれども、どのように充実させていくのかという具体例であります。連携のとり方とか、それからチェックのあり方とか、そういうところの具体的などころまでお聞

きできればありがたいので、その辺をお答えください。

次に、更新の話。先ほどされてたんですけれども、今のホームページの充実というのは、更新も含めて当然なんですけど、更新というのは比較的課単位で新しい情報をどんどん書き加えていければできると思うんですけれども、やはりホームページ全体を見渡して、横の連携をしていくというのは、各担当課だけというわけにはいかないと思うんです。そこにどういうふうな仕組みを取り入れて、先ほども言いましたように全体として機能させていくのかということをお尋ねしたいと思います。

次に、3項目めであります。

こちらのほうは有田川町のイメージアップという観点から2つの質問をしていきたいと思います。

1つ目は、これはホームページに関係することですけれども、先ほど同僚議員がホームページについていろいろ質問してくれたんですけれども、ここでもプロジェクターとか、あるいは皆さんがタブレットを持っていて、ここはというふうに直接指示できれば、非常に話はわかりやすいと思うんですけれども、ちょっと漠然とした話になって申しわけないんですけれども、少しおつき合いいただきたいと思います。

まず、トップのページですけれども、先ほどゲートページとか言われてましたけれども、有田川町ということで検索をかけると、ホームページの最初に非常にきれいな絵が出てきます。最初、今だったら巨峰ですね、ブドウの絵が出てきます。少したつとあらぎ島が出て、コスモスが出てというふうな形で、非常にきれいな、シンプルできれいな、物すごく評価のできるトップページができてます。そのトップページの右には人が集い、思いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち有田川町というキャッチコピーがあって、これはPCですけれども、左側にボタンが4つあります。

暮らしのボタンというのがあって、先ほどあったけども、子育てというのはそこから入っていけば新しいページに案内してくれます。そんなふうなボタンがあります。

2番目の移住定住というボタン。その移住定住を押しますと、移住定住の画面がくるんですけれども、そこへくると最初のトップの物すごく洗練された画面から、物すごくトーンダウンしたというか、ちょっとした勢いの感じることのできないような画面になります。

もう一つ中へ入ってみますと、いろいろ書かれてることがあるんですけれども、ちょっと古くないという感じがするわけです。実際このページは3月16日につくられたページですけれども、最後に更新されたのが4月26日なんです。そこから一つも更新されてない。移住された方の記事があります。

私もあちこちサイト見るんですけれども、そういうところで移住された記事っていう記事じゃなくて、やっぱり直接その人に質問をぶつけて、そしてこういうところがすばらしいんだよという動画、動画を皆張りつけているわけですね。そうすると表情を見ながらいろんなことを聞いているので、すごく説得力があるんです。そういうふ

うなページになってればなと思いながら、このページを見ました。

次に、さっきのボタン、暮らしがあって、移住定住があって、3つ目のボタン。ここは観光サイトというふうになってます。それを押すと観光のところへ飛んでいきます。これはさっきも話がありました。また、あらぎ島の写真があります。きれいな写真がある。

次に、生石山の上にある大きな岩があるんですけど、そこの岩に人がちょこんと乗ってるという、これもなかなか斬新で勢いのある画面があらわれます。その下に観光スポットの部分と、イベントカレンダーという大きなボタンが2つついてます。この観光スポットというところをぽんと押すと、朝、同僚議員が言ったような非常に地味な画面にいきまして、私この話をせんとあかんなと思ったのは、先日静岡県の方に政務調査で行って来ました。そこのところで町議会の議長さんが相手してくれたんですけど、帰りしなにわざわざ追ってきてくれて、私に有田川町のあらぎ島すばらしいですねって一言言ってくれたんです。ありがとうございますと、ホームページ見えますと、そういうふうな形で言っていたんですけども、それであらぎ島探さなあかんということで入って行きました。そうすると、なかなかあらぎ島が地味なんですね。写真はいっぱいあるんですけども、実際にその中身になると、なかなか地味。やっときあらぎ島のところまで来たんです。きて、やはり静岡から来たら泊まらなあかん、御飯食べるんやったらどうしたらいいのかな、同じように見るんやったらどこへ行ったらいいかな、そういうのがあるんですけども、もうちょっとルートがあって、宿泊もあってというふうな工夫ができるんじゃないかなと私は思ったわけです。

そういうところで、全体にトップページから入っていくんですけども、あらぎ島の宿泊までいくには、6回は最低クリックしないといかないですよ。そんなホームページづくりというのは、もうちょっといろいろ考えて、できれば皆さんに、外からの目線でわかりやすいようなホームページづくりをしていただければというふうに思いました。

あと、この観光のページに、ごみ出しとか、さまざまな申請書の上げ方とかいう、いったら町内の人が主に見るようなやつがぺたっとひっついてるんですね。これも観光と行きたいなというイメージがあるところで、ちょっと興ざめになるようなボタンは、できるだけとったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

そんなんで、町のイメージというのは宣伝することでどんどんどんどん上がることもあるんですけども、逆に残念やなというふうなホームページをつくと、イメージダウンになる可能性もあるんで、そこはもうちょっと大切に扱っていただきたいという意味で、どのような考えで取り組んでいってくれるのかということをお尋ねしたいと思います。

最後は、もう一つは、藤並駅です。

先ほど、ホームページはうちの窓やという話をしたんですけれども、藤並駅はうちの玄関であります。玄関のトイレの話、男子トイレの話なんですけれども、これも先日お聞きした話なんです、藤並駅におりた観光客の人が、東口をずっとおりてきました。男の人で男子トイレに入りました。入ったんやけども、男子トイレの中には、洋式トイレがなかったと。それがかなり気分悪かったみたいで、洋式トイレもないんか、ここはと言いながら出てきたのを町民の方が聞いたようであります。

実際は多目的のトイレが一個ありまして、入り口に。そこには洋式トイレがあるんです。私も場所見てきました。でもふつうは男子だったら男子トイレに入りますよね。はなから多目的のトイレには入らない。そういうふうなところで、できればそれを洋式化したらどうかなというのと、できなくてもきちっと洋式トイレの必要な人はここにいますというような、何か掲示を必要ではないかなと思うんで、どのように考えられるかということでお聞きしたいと思います。

ついでですが、西口のトイレも私、念のため見てきたんですけれども、工事中の仮設トイレのような感じがして、そこも何とかならんのかなというふうに思います。あわせて、執行部のほうの考えをお聞きしたいと思います。以上で、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、小林議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

獣害についてでありますけれども、今年度の捕獲頭数を見ますと、イノシシ、シカ、アライグマ等を含めた総数で、8月20日現在、1,253頭。対前年同期比、116.9%となっています。また、そのうちイノシシは648頭で113.5%。シカは419頭で125.4%となっております。

地域の皆さんの声をお聞きしますと、特にイノシシが山からおりてきている印象を受けております。事実、御指摘のとおりこの夏、徳田周辺、小川地区の住宅地でイノシシ数頭が出没をしました。

御霊小学校区に出没したイノシシの件については、6月上旬から目撃情報が相次いで、湯浅警察署からの出動依頼も含め、早朝・休日にかかわらず、職員がその都度対応をすることになりました。

周辺は、銃禁止区域であることから、対応が難しく、教育委員会や学校、保育所、育友会等と連携しながら、安全確保に努めてまいりました。

また、鳥獣被害防止対策協議会にも協力を得ながら、箱わなを設置するなどしておりましたが、8月上旬、猟銃会の方が設置していただいたわなにかかりまして、それ以降、周辺地域からも目撃状況はない状況であります。

今後の対策といたしましては、鳥獣被害防止対策協議会や、地元猟友会、地域の育

友会やP T A等の協力を得ながら、地域、住民の安全確保を最優先に取り組んでいこうと考えております。

また、議員御指摘のとおり鳥獣害を減らしていくには、民間の方、地域の皆さん方の御協力なしではなし得ないと思っております。先ほども申し上げたとおり、対策協議会や、地元猟友会の御協力のほか、地域の農家さんの御協力が不可欠だと考えております。

この夏の例に代表されるように、住宅地と農地が混在しているような地域でも、今後鳥獣害が懸念されます。町では防護柵の補助制度も用意しております。また、農家さんにもわな免許を取得していただけるよう、報奨金の見直しを検討するなど、自分の農地は自分で守ることを御理解いただき、まずは地域の皆さんが自主的に取り組んでいただきたいと願っております。

最後に捕獲後の処理の問題についても、最近そのような声をいただいております。大きな個体になると、有田聖苑では焼却処理できず、個人の所有林に埋設処理をせざる得ません。しかしながらそれにも限界があるとお聞きしておりますので、大きな個体であっても有田聖苑で焼却処理できるよう、構成市町と協議してまいりたいと思っております。

また、解体処理施設についても、地域団体を初め民間主体の取り組みに対して補助できないか、今後検討してまいりたいと思っております。

ことし、本当に住宅近い地域で、御霊小学校区、それから小川校区にも出ました。多分、このイノシシについては恐らく山からおりてきたイノシシではなくて、今、放棄地があるんで、そこでかえったイノシシ、幾ら大きくても山を知らないイノシシ、これ今後多分まだまだふえてくると思います。それでこれからも十二分に気をつけてやっていかなあかんという思いを持っております。

また、獲ったイノシシの処分ですけれども、これも今のところ、冬の間のおいしい時期はいいんですけれども、夏の間はどうしても食肉に向かないということで、ほとんどが山へいけてもらってるような状況で、これもこの間も奥村の猟友会の方が来て話をしたんですけど、その場所も埋めるところがないよという話でありました。

一回、環境センターで焼けるかということで、一回大きなやつをほり込みました。焼けんとそのまま出てきました。それでここはもう非常に無理やということで、実は有田市、広川町もやっぱりそういう要望があるということで、小動物の焼くところはそれはそれとして、新たに大きな焼却炉をつくれんかということで、市町ともこの間から検討に入っているところであります。

また解体業につきましても個人的にやってくれる人、あるいは猟友会でやってくれる人と相談しながら、どのような形で補助金出せるんかそのあたりも研究していきたいなと思っております。

続いて、ホームページの御質問であります。本年3月15日よりホームページを

刷新し、公開しているところであります。

この新たなホームページでは写真を大きく使った視覚的なPRに加え、利用する方がその目的へのアプローチがしやすいよう、ゲートページを設け、クリックにより簡単に操作できるよう配慮をしております。

また、スマートフォン対応、SNSとの連携、多言語対応など、なるべく多くの方に御利用いただけるよう工夫をしております。現在のところ昨年よりも多くのアクセス数となっていますが、まだまだ改善する余地があると考えております。

新たなホームページ導入を目指し、まだ半年であります、利用する方の目線に立ち、今後も工夫を凝らし、より皆さんに利用していただけるホームページづくりをしていきたいと考えてます。

また、ホームページの方針につきましては、各課が独自に入力し、ホームページを更新することにより、新たな情報をより迅速に、また的確に更新できるようになったと思いますので、できる限り両方の更新をしていけるように努めたいと思います。

議員御指摘のとおり、移住定住サイトにつきましては、町ホームページのリニューアル後も余り更新ができておらず、情報が少ない状態となっております。今後は空き家は先輩移住者の紹介だけでなく、企業や農林業など、過疎地域での仕事についても、実際に事業者を訪問しながら情報収集を行い、地域にお住まいの方の笑顔が見える、楽しく充実したホームページづくりに努めたいと考えております。

また、観光サイトにつきましても、「コスモスパーク」と「あらぎ島」の写真は入れかえを行ってますけれども、議員おっしゃるとおり、旧ホームページを移行したもものになっております。

今後はどこへ行きたいとホームページを見ていただいた方を引きつけ、有田川町へ来ていただけるように、各施設の紹介等についても、写真や動画を使いながら、魅力あるホームページをつくり、情報更新を行っていきたくと思っています。

朝も同僚議員の質問があったんですけれども、まだ更新してから半年しかたってません。これで十分だという認識は少しも持ってなくて、以前もホームページって本当に大切やなって思うことがたくさんあります。

この前も少し話をさせてもらったんですけれども、うちの近くのマンションに和歌山から御夫婦で住所を移してくれて二組が住んでいます。それでどこへ勤めてはるのよって聞いたら、和歌山市へ二人とも勤めてはるという方で、何で有田川町に来てくれたんよって言ったら、いろんなホームページを見せていただいて、非常に子育ても充実してるし、道路の交通の便もいいんで、ここへ来させてもらいましたということで、ホームページを通じて来てくれた方も、ほかにもいっぱいいると思うんです。

さらにやっぱりホームページの果たす役割というのはこれから大きいなという思いを持っています。それで十分、まだ半年でありますんで、十分だって決して思ってません。今後も観光についてもできたら先ほども部長と話したんですけれども、ドロー

ン飛ばしたら簡単に撮れるんちゃうか、動画がということで、その計画は今もしてま
すということやったんで、みんなの意見を聞きながら、これからもすばらしいホーム
ページづくりに進んでいきたいなという思いであります。

それから、藤並駅のトイレの洋式化でありますけれども、現在、藤並駅、東と西口
にトイレがあります。おっしゃるとおり、東口の男子トイレには和式が1カ所、それ
から身体障がい者の多目的の洋式のすばらしいトイレが1カ所、それから女子につい
ては洋式が2カ所あります。

それで、ちょっと早急に、和式もちょっと使いたいという人があるんで、そこへ洋
式2つ並べるスペースがありませんので、できるだけ多目的トイレをみんなに使って
いただけるように、ここは使えるんですよという方法で啓発していきたいなと思っ
ています。

それから、西口については以前から、昔からあった便所で、本当にちょっと粗末か
なという感じしました。とにかく、トイレだけはやっぱりきれいにしとかんと、玄関
でどこの駅といったら悪いんですけど、物すごいにおいて、これはあかん、こん
なんやったら観光客来てくれへんなという思いしたところもあるんで、トイレだけは
これからはしっかりと清掃を含めて管理をしていきたいなと思っております。以上で
す。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、獣害のことですけれども、私の思いと、執行部のとらえ方、ほぼ同じだと思
って、ありがたいと思ってます。

それで、近年の獣害の被害というのは、いろんな場所、農作物とかそういうので大
変だというのもわかってますし、自分の身に置きかえてやると、やはり朝、子供たち
が元気で行ってらっしゃいと交通指導とか街頭指導やりました。その通学路、うちの
前だったら80人くらい行き来すると思うんですけれども、その通学路にイノシシが
出てくる。私の友達がラインで送ってくれたんですけれども、庄一のお宮さんの北側
の本当に幅2メートルないような、両側壁に挟まれたような狭い道を、朝からイノシ
シが歩いていると。これ、子供らばっと出会ったらどないするんやろうなというふう
なところもきてるといふような状況があります。

それで、やはり先ほど連携しながら、いろんなところと連携しながらというふう
に言っていただいたんですけれども、まず出た、イノシシが出ましたというのを、学校、
保護者、地域にやっぱり連絡していただくのが一番ありがたいと思うんですけれども、
その連絡の系統をどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

連絡というか、見つけてくれた方が連絡してくれるんですけど、そのときまず警察のほうに届けてくれる人もいますし、役場のほうへ直接電話してくれる人もいます。警察が行ったらその警察のほうへ聞いて、場所へすぐ行くようにしています。それに付けて、また学校のほうも連絡が入るようにしていますので、学校関係の職員も一緒になって来ていただいて、捕獲に向けてやるということです。連絡網としては、そういうふうにはしかまだなっていない状態です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

今、見つけました。警察に言うた。あるいは行政に言うた。学校にも当然連絡しますというふうになってるんですけども、学校からはメールか何かで保護者に多分連絡がいつてるんじゃないかなと思うんですよ。

私が一番聞きたかったのは、地域の、うちの区に対してどういうふうな連絡がくるのかというところが少し抜けてるんじゃないかなというふうに思うわけです。

例えば、私なんか朝、子供を見守るためにと行って出て行ったりしてるわけですけども、その辺のところにもやっぱりイノシシが出てくるから気をつけてよということはずぐに連絡いただければとは思いうんです。できることって限られてるかもわからないですけども、やはり情報はいただきたい。そのときにぱっと連絡網があって、すっと出てくるのか、次々というふうに、例えば教育委員会から学校へいく、学校から保護者へいく、そこから先はどうなるの。地域にはどうやって返ってくるのかなというときに、どこかでとまってないかなと。なかなか地域のほうにおりてこないなという感じがするんですよ。

防災無線で連絡してますっていうのあるかもしれないけれども、あれってしょっちゅう聞いている人もあればなかなか聞けない人もあるんで、少なくとも区の役員くらいには連絡回るようにしたらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ちょっと今までなかったことが起こってるということで、確かにそういった点が不十分だったかもしれません。やっぱりこれからたびたびそういうことが起こると思いますので、おっしゃるとおりすべての、これは職員だけではどうしようもないんで、いろんな方々とも連携をとり合っていかなあかんということで、また区長会さんとも会合のときありますんで、これは何も吉備地区だけじゃなくて金屋地区、清水地区

も同じような議案がありますんで、今度25日に区長会が、すべての区長さん、106人あるんやけど、全部106人も寄りませんが、80人以上寄ってくれる会がありますんで、このときの議題にもこれは僕のほうから出させていただきたいと、そう思ってます。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

ありがとうございます。今初めてというか、かなり珍しいというか、レアな事象やと思うんですけども、これから増加していく可能性もありますんで、体制づくりという形でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次にいきます。

駆除を協力してくれている方、鳥獣被害防止対策協議会の方とか、猟友会の方とかっておられると思うんですけども、その方々、高齢化とか、それからスタッフの中で少し足らんのと違うかという声もあるし、いやいや十分ある程度回ってるでという声もあるんやけども、まず猟友会とか鳥獣被害防止対策協議会の今の現状ですね。その辺はどのようにとらえておられますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今、鳥獣害の保護をしていただけてます従事者の方は、184件ございます。その中では高齢化にもなってますが、新しく入って来てくれる人もいてるんで、大体今のところそんなに急激には減っているということはないという状態です。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それで、徳田地域なんかは今まで余りイノシシの被害というか、そういうのが出なくて、そういうところにイノシシが出たという形になりますと、その辺のやっぱり例えば獣害の防止対策委員会の役員というか会員ができるとか、わなを仕掛けるとか、たくさんあるとか、それから防護柵をしっかりめぐらすとか、先ほどありましたけども、空き家とか、放置した耕作放棄地の確認、手当というようなことを、これも全体でやっていかんとあかんことやと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

そういうふうな方も、パトロールしていただける方とか、そういう方にもまだ何かの、どういうふうなのかはちょっとまだ考えていませんが、そういうチームとかをつ

くってもらったりとか、いつでも出ていけるように、対応できるような格好をできたらなと考えています。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

とにかくイノシシ出た、大変やということで、みんなバタバタして、いろんな情報がどんどんどん飛び交う、それで役場の職員は朝も晩もとにかく忙しいんや、忙しいんやとやってるという状況は、誰が見ても何とかせなあかんと思うんですよ。だから、できるだけいろんな人を巻き込んで、言い方はおかしいんですけど、役場の職員の方はイノシシばかり追いかけるわけにはいかんのですから、自分らの仕事がちゃんとできるように、うまいこと体制づくりをしていただきたいと、そういうふうに思います。これは答弁結構です。

次に、捕獲したイノシシの大きいのを焼却炉何とかするというので、そういうふうな検討に入ってるということであるんで、4番目の最後の質問はぜひ早目に、案を、結果を出して、そういうふうな形にしていきたいと思うんで、これも答弁結構でございます。

2項目めの話ですけれども、リニューアルしたホームページのことなんですが、いろいろ言わせていただいたんですけども、朝の質問でもあったと思うんですけど、皆さんに共有するというのは物すごい大事だと思うんですよ。ただ、共有するというのは大事だと思うんですけど、共有するように努力しますとか、共有しますといても、どんな体制で共有するの、誰が責任持つのというところが一番抜けているところだったと思うんです。

だから、中裕部長に聞きたいんですけども、どんな形でいろんな課でつくってきたものを共有していける仕組みをつくる予定ですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ホームページの主管課というのは企画調整課になっておりますので、更新につきましては、今のホームページについては各担当課のほうで更新のデータをつくってあげてもらおうという形になってるんで、それはやはり的確な、迅速なデータ更新という中では必要であると思ってるんですけども、やはりそういうふうな中で、企画調整課のほうでホームページのほうをいろいろ見るなりして、やはりちょっと内容的におくれているようなところであれば、町議とか、各部署とも連携しながら、うちのほうからも話しかけて、よりよい形でやっていきたいと、このように思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

そこで私は思うんですけれども、皆さん自分の課、部ですね。部長は自分のところにある課が2つ、3つあると思うんですけれども、それぞれどういうふうなものを出してるのか、これ、町民の人が見て、見やすいようになってるのか、あるいは外から自分がこのまちに行ったときに、例えばこんなこと知りたいなというようなことが十分載ってるのか。探しやすいのか。そういうふうなことは、ぜひ部長がやるべきことだと思うんですよ。そういうことを共有しながら、部長の会とかあると思うんですけれども、そこである程度時間をとって、意識的にやってもらわないと、なかなか共有する、共有するというのが前に進まないんじゃないかと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

その件につきましては、今回この議会で2名の議員からいろいろ御指摘も受けたんで、この場に部長もいらっしゃることで、みんなそれももう少しホームページについては考えるところもあるというふうには認識していることだと思います。

私も含めて、また認識を新たに、ホームページのほうも取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

それで、僕、心配するのは、ああいうホームページとかっていうのは特殊な技術で、さわれる人は少ないんでといって、そういう係のところにごっと押しつけていくというのが一番あかんと思うんですよ。ホームページって一番何が大事かって、誰でも使える、みんなわかる、こういうのが一番いいんで、何か一部の技術を持ってる人だけがそういうことに携わるというのが一番まずいパターンになると思う。

本当僕らみたいな年になってきたら、あんな何かようわからんなというのはいっぱいあると思うんですけど、わからん人にもわかるようにページをつくっていただきたいというふうに思っています。

先ほど町長の答弁にあったんですけれども、写真を大きく使うとか、動画を入れるとかっていうのがあるんですけど、確かに写真なんかを使おうと思ったら、ある程度上手な人の写真を使いたいなというのもあると思います。動画なんかだったらどういうふうに撮るんかというのがあると思う。

ホームページの中にあらぎ島のドローンで撮った動画があるんです。すばらしい。なぜそれを前へ持ってこえへんのかな。物すごい細かいところからびゅっと入っていったらそこへいくんですけど、いやいや動画を最初ぼんと前へ出せよというふうに思う

んですよ。だからそういうふうなページのつくり方をもう少しみんなで共有してもらって、こんなええのもっと前に出してきたらどうよというふうな感じっていうのもってるんですよ。

さらに、例えばうちでいうと、鉄道公園の動態で体験させてるじゃないですか。そういうのフェイスブックに載ってるんですよ。その動画、町のやつで引っぱってきて、こんなイベントありますよっていうところ持ってきたら、自分らでつくらんでもいいと思うんですよ。

そんなんですと、例えばふるさと開発公社。今、開発公社にホームページリニューアルしてるんですけども、あそこのしみずあさ子さんという方がフェイスブック上げてるんですよ。そこのやつを拝借すればいい。つまり、人のふんどしで相撲をとるといふ言い方は悪いんですけども、いいような動画あったらこれ使えませんかというふうにやったらどうか。

結構有田川町、いろんなTV会社に取り上げてくれてますよね。そういうのもここで取り上げてくれましたというのを横へ張りつけておいたらどうかというような気もするんですが、そんな使い方ってできないんでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

トップページの動画なんですけれども、トップページの今あるブドウであったり、あらぎ島であったり、三段階か四段階に変わるところ自体を動画というのは、ちょっと今の形の中では難しいんですけども、トップページに、今ちょっとうちのほうで5分程度の有田川町の紹介の動画を今つくっております。それもあと1カ月もかからない間にできるというふうに担当の者にも聞いております。

それをできればトップページあたりから見れるような形にはやって、町の紹介という形をやっていききたいというふうには思っております。

あと、ほかの方の動画とかの利用については、今、うちのほうインスタグラムをやっておりますして、そのインスタグラム、結構フォロワー数も千七百何件くらいまで上がってるんですけども、その中でハッシュタグがおもしろい有田川というハッシュタグをつけた分については、ホームページの中で取り入れて紹介できるという形もっておりますので、そういうふうなものをまだまだ進めていきながら、町のPRに努めていきたいと、このように思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

今、インスタからの飛ばし方とってあるんですけど、そういうふうな形でできるだけ、いろんなものに利用をうまいことしたら、余りこちらの負担にならないと思う

んですよ。

もう一つお聞きしたいんですけども、先ほど朝のあれで、例えばふるさとの応援隊みたいなのがありますね。今、清水におられる。そういうふうな、外部から来る人。それを例えば農業体験とか山椒とかっていう特化の仕方もあると思うんですけども、こういうふうなPR、町のPRとかっていうのに週に何時間かやってもらおうというふうなことは考えられないんですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

そういうふうなことも考えてやっていきたいと思っています。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

よろしいですか。皆さんそれでいいですね。

それでは、最後のトイレのところなんですけれども、西口のトイレ、やっぱりあれ何とかせんとあかんと思うんですよ。町長としてはどんな形ですというふうな構想はありますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まずはトイレよりホームページ。まだできて半年で、ちょっとお粗末なものかもしれませんが、だんだんみんなに御意見いただいて、徐々に、一遍にいかんと思いませんけど、徐々にすばらしいホームページに変わっていくと思っておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

それから西口のトイレ、洋式も多目的でも2つ据えてあるんやけど、ちょっと古いという感じがしますんで、一遍どのような方法がええんかって検討させてもらいたいと思います。

○議長（殿井 堯）

8番、小林英世君。

○8番（小林英世）

やっぱりインターネット等、トイレの話をおこの最後のところでさせていただいたんですけども、一個ちょっと引いて、自分がもしここへ来訪者として来たら、あるいは有田川町、どこがいいかな、どこかへ泊まろうかなというふうな思いでホームページを見たらというような観点というのは物すごく大事やと思いますし、皆さんもそんなことはわかってくれていると思うんですけども、あとはやっぱりどんな形で実施すれば効率がいいのかというのは、誰かがリーダーシップをとってやっぱりやって

いくしかないと思うんです。町長も見といてくれって言うてるんで、期待したいと思うんですけども、僕らもできるだけ声を上げながら、ここどうしたらいいよ、あしたらいいよって言うのを言い続けたいと思いますし、町民の方とかいろんな形式持たれている方あるんで、広くいろんな意見をお聞きして、それを取り入れていったらもっともっとよくなると思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、小林英世君の一般質問を終わります。

……………通告順5番 12番（岡 省吾）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、12番、岡省吾君の一般質問を許可します。

岡省吾君の質問は一問一答方式です。

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、12番、一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は1点目に豪雨時、増水による排水路の危険性に関する認識は。

2点目として、定住対策についてということでお聞きをいたしますが、両項目ともに午前中からの同僚議員さんと重複する点もあると思いますけれども、よろしくお願ひをいたします。

それでは、早速本題に入らせていただきます。

まず1点目の豪雨時、増水による排水路の危険性に関する認識はということであり
ます。

「住民の生命と財産を守る」申すまでもなく、行政に課せられた最も重要な使命
があります。毎議会、各議員もおのおのの観点から、災害・防災対策に関して数多、議
論が展開され、住民の安全のために腐心されております。

当然、町行政としても共通の思いを持って、日ごろの行政運営に当たられており
ますこと、私も、町民の一人として感謝申し上げます。枚挙にいとまがない防災対策で
ございますが、毎年のように豪雨災害に見舞われる現況を考えると、町内で人命が失
われていないことがせめてもの救いでもあります。

そのような中、未然に対応を考えられるのではないかとということで、以下、数点お
聞きいたします。

まず、排水路の危険性の把握についてであります。

吉備地域は、住宅地としてどんどん栄えておりまして、農地を宅地化して新築住宅
が軒並み建築されているのを目の当たりにし、改めて有田川町の人口形態の下支えを
担っており、人口減少に悩む過疎地で住む私からみれば、うらやましくも思います。

市街地化する一面も、新興住宅地においては課題として、豪雨時の排水路が水量を増し、大変危険なんだというお話をよく賜ります。台風などの豪雨時に、広範囲の周辺地域から流れる雨水が、集中して排水路の方へ一気に流れてくるため、排水路の持つ水量の許容範囲を超えてしまうんだということでもあります。

その結果、許容量を超えた雨水は、逃げ道を失い排水路を越水し、家屋周辺の冠水、また道路も通行ができなくなるということで、通学路や避難路に指定されている道路などは危険を伴い、早期の改善が求められています。

全国に目を向けても、子供が排水路に転落し、急流に流され命を落とすという悲しい報道にふれるたび、未然に対応が取れなかったのかと問われることも現実にございます。

有田川町内においては、そのような悲しい出来事が起こらないようにと願うわけですが、排水路の危険性の把握として、増水により家屋周辺冠水被災や、歩行者・自動車等が安全に通行できない地域。それら該当する区から、排水路の改修・改善を求める要望がこれまでどのくらいの件数上げられているのか。また、これまで改修に至った箇所はどのくらいあるのか。まずその点をお示しいただきたいと思います。

また、排水路を流れる水を受け流す支流の改修整備が進まないとな根本的な問題解決には至らないと思います。吉備には熊井川や天満川、鳥尾川や庄川などの支流があるとお聞きする中、増水冠水対策にこれまで県が改修整備を行った河川の実績と進捗状況はどうでしょうか。また、今後、改修に向けての考え方を町はどう持ち、どう県に働きかけていく考えかをお示しいただきたいと思います。

続いて、第2項目の定住促進についてということでもあります。

一言に定住促進といっても、これはまことに難しいテーマであることは重々承知の上で、今後の町の発展、人口動態にかかわる極めて重要なテーマでもあることから、以下、数点お聞きいたします。

少子高齢化による人口減少の大きな渦は、現在の日本全体を取り巻く非常に大きな問題であることは周知のところでございます。全国各地で同じ課題と向き合い、おの自治体が独自の施策を展開し、いかに定住人口をふやすかの方策でしのぎを削っております。

先日も、同僚議員とともに政務活動の一環で、静岡県の川根本町と愛知県の豊根村に訪問して、定住促進施策について学んできたところでございます。視察内容につきましては、若者向け定住促進住宅の施策と譲渡型定住促進住宅の取り組みを拝聴いたしました。

その詳細な内容につきましては、ここでは控えさせていただきますが、人口の極端に少ない両町村ともに、町の存亡をかける危機感はおよそ有田川町とは比べ物にならないくらい切迫しておりました。

有田川町においても、人口の将来ビジョンを2060年2万人以上の人口目標を立

て、まちづくりの指針として示しておりますが、これをクリアするためには非常にハードルが高いのではないかと個人的に推察いたします。

町内においてもとりわけ、人口減少が激しいのは、清水地域や金屋地域の一部、また吉備地域の一部などであります。

先日、近所の若い世代の方とお話をする機会がありました。「結婚年齢を迎え、そろそろ家庭を持ちたいと考えているが、町営住宅もあいておらず、空き家もなかなか貸してもらえずで地元に住むところがないんだ」と言います。

その若い方は、地域の祭り事や青年活動、また消防団活動などに積極的に参加くださっており、地域においては、まさに欠かすことのできない貴重な若い世代として活躍されております。

「地元に住みたくても住めないとなると他の地域に転出せざるを得ない」との声を聞くと、地域にとりましても非常に辛いところがございます。

5年、10年先の地域形成がどう変わっていくかを考えると、このままだと必然的に人口が減っていき、そこで長年培われてきた文化や地域の行事ごとなどができなくなり、消滅するのではないかと憂います。現に、そのような現象があちらこちらで起こっており、地域の活気が失われつつあります。

そのような厳しい背景の中、町の考えをお聞きいたします。

まず、地元の若者世代やIターン者、Uターン者の定住促進に向けて、包括的に、今後どのように取り組んでいく考えであるかをおうかがいたします。

また、空き家バンク登録の取り組みも、居住施策の一つとして非常に重要な取り組みだと思えます。空き家が増加する中、空き家バンク登録に向けての取り組みも、さまざまな理由から家主の理解を得られにくいということもお聞きいたします。御理解をくださり、空き家バンクに登録いただいている状況はどうでしょうか。また、既に居住されている方はおられるのでしょうか。

都会では田舎暮らしに憧れを持ち、一家で移住されるという方が全国にかなり多いようでございます。そういう方々に向けて、自然豊かな有田川町のすばらしさをアプローチして興味を抱いてもらうということのアクションもいろいろと展開されておられると思いますけれども、移住をメインとしての問い合わせの件数はどのくらいあるのでしょうか。

先ほども申しましたが、空き家バンクに登録くださるには家主の御理解・御協力が大前提の中、なかなか事が進まないともお聞きしておりますが、今後これをどう推進していかれる思いかをおうかがいたします。

最後に、定住人口をふやすためには、働く場の確保の観点から産業振興、農業振興は切り離すことができません。

また、町全体の発展にも大きくかかわることでもある中で、以前、町長は休耕畑を活用して農業を振興したいとの思いや、森林環境譲与税を活用して林業を活性化した

いなどのお話もお聞かせ願ったこともございますが、改めて、働く場の確保の観点からこれらのことについて、町の将来的なビジョンをどう持たれているかの御見解をお伺いいたしまして、私のこの壇上での一般質問を終わらせていただきます。御答弁、よろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近年、局地的な大雨や集中豪雨が多発していることや、宅地等の開発が進んでいる地域において、従来田畑であったところが、建物やアスファルトで覆われ、浸透させる機能が低下し、短時間に大量の雨水が排水路に流出しやすくなったことなどにより、道路等が冠水する地域があることは把握しております。

その関係区からは、排水路等の改修について、7カ所の要望をいただいております。そのうち改修ができたところは現在のところ3カ所でございます。今後についても地元区からの要望も踏まえ、緊急性の高いところから随時整備改良を進めていきたいと考えております。

また、安全対策として冠水時に道路と側溝の境がわからなくなり転落の危険が予測されるような箇所については、防護柵等の転落防止対策を講じていきたいと考えております。

次に県が管理しています有田川支流の改修整備実施状況についてでありますけれども、天満川においては、鳥尾川合流点からJR紀勢本線下流部までの区間、約0.6キロについて、流下能力向上対策として河川改修済みであります。

鳥尾川についても、流下能力向上対策として、堆積土砂のしゅんせつを毎年随時実施中であります。熊井川においては、山田川合流点から上流1.6キロまで河川改修が済み、現在、引き続き、川幅が狭く浸水被害の危険性が大きい区間についても、河川改修事業を実施中であります。

いずれにいたしましても本町の浸水対策の根本の問題としては、やはり有田川とそこに流れ込む天満川、鳥尾川等の支流の早期全面改修抜きでは考えられませんので、有田川河川改修促進協議会とともに連携しながら県に強く働きかけていきたいと考えています。

次に、定住促進についての御質問でありますけれども、まず、定住に向けた町としての考え方として、傾向としては高校卒業段階から20代前半にかけて、町を出る若者が多くなっております。これは、高校や大学などの教育機関が少ないという当町の地理的要因による影響が大きいものと考えております。

いずれにしても、定住・移住施策について重要な要素となるのは、議員御指摘の「住まい」と「仕事」であると認識をしております。

空き家バンクについては、8月31日現在で、利用可能な登録物件が18軒あります。内訳は、清水地域が12軒、金屋地域が6軒となっています。

また、これまでに、空き家バンクの制度を利用して、契約に至った件数は10世帯、今年度については、4軒新規登録をいただき、1世帯が移住されました。

移住に関する問い合わせは、昨年度で約90件、今年度は58件いただいております。また、「空き家バンクに関する問い合わせ」や「登録に向けた面談」については、平成30年度で33件、今年度は14件となっています。

登録に向けた働きかけとしては、町広報紙への掲載、固定資産税納税通知書へのチラシの同封を実施しております。現在使われていない家屋であっても、所有者さまの御事情で、手放すことに慎重になるのは当然でもあります。

引き続き、所有者の御理解を得られるよう、区長さんを初め、地元の方々に御協力をいただきながら、取り組んで参りたいと考えております。

最後に、働く場所の確保は、定住人口の増加を促す上でも、有田川町の基幹産業である農林業を支える上でも、重要な課題となります。農家や事業所の方々に話をおうかがいすると、多くの皆さんが、人手不足を訴えられております。

こういった課題を解決する糸口の一つとしまして、過疎地域で人材不足に困っている事業者さんに足を運び、生の声をお聞きしながら、移住希望者に対し、働く場を紹介できるような仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。また、若い就労者向けの、食事つき宿舍の整備についても、清水地域の事業者さんから御要望をいただいております。

この件につきましても、援農者の一時滞在施設や、いわゆるお試し移住施設としての活用もあわせ、今後、整備を検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

再質問をさせていただきます。

まず、豪雨時の増水による排水路の危険性に関する認識はというところがございます。午前中も議長の一般質問の中で深く掘り下げて、この危険性について質問をされておまして、私も今、答弁に、町長おっしゃられたように、宅地化して、土がコンクリートになって、以前だったら排水路もそこで、雨水も賄えるところでも宅地化していて、用量が大きくなって冠水するというところも、地域ようさんあるとお聞きしています。

下津野のあたりも2年か3年前、なんか冠水したんやというお話もお聞きする中で、町長の付近らも、そういう被害もあるんかなと思うんやけど、8月、この間の台風のときに大きな雨が降って、冠水被災があったというお話を聞く中で、副町長の家のあたりもかなりそういうような被害もあったのかなと思うんですけど、副町長、もしど

うというような状況だったか教えていただければありがたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

副町長、坂頭徳彦君。

○副町長（坂頭徳彦）

私が今お世話になっております、各地区で地域におきまして御活動いただきましてありがとうございます。

最近、やはり冠水をしてしまう機会というのが年々ふえてきているというのを私自身も実感してございます。地域におきましても3ヶ所程度そういったところもございまして、注意をしていかななくてはならないものと考えております。

そんな中で、今後とも答弁の繰り返しになりますけれども、そして午前中からの議論にもありますように、緊急性、緊急に対応しなくてはいけないところ、そこにつきましては図ってまいりたいと思っておりますし、そしてやはり基本的には有田川、そして先ほど答弁がありましたように熊井川、天満川、鳥尾川等の改修につきましては、県に対して改めて強く要望を図りながら、連携をして、その対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

いろいろと実情というのを御理解いただいているということの中で、7カ所の要望をいただいて、3カ所が改修されているんだと。緊急性の段階的に改修していきたいということで、今後ともそういうふうなことで地域の安心安全にかなえられるように取り組んでいただきたいと思います。

もう1点、通学路、避難路で指定されている道路が冠水によって危険だという話の中で、今の答弁では水路と道路の境目にわかるように、ポールを立てたりとかいうようなことをしたいというような、転落防止の対策をとりたいというようなお話だったと思うんですけども、やっぱり通学路ということになりますと、子供の安全ということで、そこら辺は教育部局としてどのようにとらえられているのかということをお聞きしたいんですけども。教育部長。

○議長（殿井 堯）

教育長、井上光生君。

○教育長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、あらましの子供たちが通学に使う道で、冠水するところというのは把握しておりますので、また関係部局とも話をしながら、その転落防止柵等の処置というのを進めていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

そのような冠水の日には学校も休みの日が多いんだなとは思いますが、やっぱり子供の安心安全、やっぱり守っていかなあかんというような状況の中で、やっぱり建設とか、横の連携を密にして、そこらの確保を今後ともやっていただきたいと思えます。

続いて、支流の改修整備の件ですけれども、先ほど午前中の答弁の中で、有田川の本流のしゅんせつであったり、木の伐採であったりということも今後やっていくということの答弁で、当然本当に有田川町のしゅんせつ等やっていただきたいなと思えますけれども、支流についても随時改修はしてるんだけど、全面改修には至ってないと。

この間、この質問をするに当たって、天満川をちょっと見に行かせていただきました。天満川をずっと環境センターから上がってきたら、やっぱり雑木が、大きな木が生え込んでいたり、溝の中から、アセが生い茂って、ああいうのって水流に阻害するんじゃないかな。水が流れるのに何か影響ありそうなのに、そのままもう何年も放られているということもお聞きする中で、県に対して全面改修金かかる、なかなか難しいけど、でもそういう木を除去したり、アセを刈ったりするということは、そんなに大層お金かからんでできるんじゃないかなと思うので、そこら辺、県に強く働きかけてほしいなと思えますけれども、その点、どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

鳥尾川に関しては草の除去であるとか、しゅんせつも行っているところです。天満川におきましても、数年前にはアセの撤去も行ったところですが、まだそのような生え込んでいるところがあれば、また県に要望してまいります。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

よろしく、支流、有田川のしゅんせつも同時に、支流の整備もまたいろいろと取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、定住促進についてでございますけれども、ただいま利用可能な物件が18軒ということで、僕もこの質問をさせていただくのにホームページを見せていただきました。先ほどの質問と重複しますけれども、定住促進のページを押して入ってもなかなか情報量が少ないなというような感じをいたしました。18件の軒数が登録していただいているということですが、18件の情報が写真として、目

で見てわかるようなというようなページというのはなかったように思うんですけども、そこら辺、町としてはそういう情報、発信するという意味でどのような取り組みをしているか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

移住サイトの更新につきましては、これからちょっと更新というのもおこなっているような状態ですが、今後いろんな移住サイトについてのインタビューとか、新しい記事の構成をしていく今現在段階でありまして、空き家の物件についても追加登録をされているところも早急に仕上げていこうということでやっているところがございます。情報についても、どんどん掲載していきたいと考えています。以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

せっかくええもんにつくりかえるというのに、これでええなと思って更新してるってちょっと残念なんで、言われる前からやっぱりこんなにやっていこらよといって、課の中で話を戦わせてほしいなと思います。情報提供、どんなことが提供できるのかということをお互いに共有しながら、やっていただけたらなと思います。

問い合わせの件数も、昨年90件で、ことしは58件、いろいろと問い合わせ等あるということですが、居住されたのが1世帯1名とお聞きしたんですけれども、これは今年度の実績でしょうか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

はい。今年度の実績です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

今までは累積でどれくらいの実績があるかというのはありますか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

今までの全部の実績というのはちょっと今持っておりませんので、またお答えしたいと思います。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

やっぱりこれだけ問い合わせがあって、有田川町に興味あるということで連絡をくれてあるのに、その数を把握してないというのはちょっと寒いので、やっぱりそこ、重要な数だと思うんで、しっかりと押さえといていただきたいと思います。

空き家バンクの登録に向けての話ですけれども、先ほども話しましたけれども、やっぱり家主の人の御理解を得られにくいというのは、僕も地元に住んでてそう思います。

ここ2、3年前から粟生いきいき寄り合い会という、この間6月の議会で承認いただいた事業のことなんですけれども、その中で取り組みの一環として、空き家調査をしようかということで、ことし入ってですか、産業課の職員と一緒に自転車で地域を回って、ここは廃屋、もう住めるような家ではない、ここはちょっと直したら住める、ここは直さんでも住めるような家やというようなのを地図へ落とし込んで、一回当たりをつけるのに地域の皆さんに協力しながら、やっていこうかの前準備をやったんです。その地図を落とし込んだら一目で空き家の状況がわかると、そういうふうな取り組みをさせていただいたんですけれども、やっぱり地域に住む人は地域のことをよく知ってあるので、この家はどなたが持っているのかということとはよくわかります。

そういうことは小さいことですが、そういうふうな調査をしながら、また地域の区長や役員に声をかけて、ここ貸してもらえんやろうかというような働きかけも必要かなと思うんですけど、そういうふうな取り組みを産業振興部としてどう考えられているかお願いをいたします。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員から今紹介のありました粟生地区の自主調査ですけれども、今後進めていくに当たりまして取り組んでいくには大きな柱になると考えています。

行政でも空き家の把握をしていくというのが非常に難しいことがありますので、所有者の方の相続権とか、利用者への働きかけとか、御近所や親戚、御友人などの一言が大きな後押しとなりますので、地道ではありますが、地域の皆さんと、役場と一緒に移住施策を進めてまいりたいと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

そのように取り組んでいただけたらと思います。

ホームページを見せていただきながら、僕、知らなかったんですけど、安諦には短期滞在型施設として、ししがせの家という施設があるらしいんですけれども、この施設、何か安価で入居体験できるとお聞きしているんですけども、これは利用状況とい

うのは、どういうふうな感じですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

ししがせの家というのは、安諦中学校の近くで、元保育所のあったところなんですけども、そこでは、移住を考えているような人に対して1泊で1,500円ということでお貸しするようにしております。今までの状況としましては、29年度で、延べ67人、30年度では、今41人利用されております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

今、人数お聞きして、結構な人が利用させていただいているなと思いました。そういう人らが体験して、この地域がいいなとか思ってもらえるように、いい取り組みだと思うので、なかなか保育所跡で、住むにはなかなか、余り整備もされてないのかなと思うんですけども、こういうこと活用しながら、田舎を知ってもらえるような取り組みというのをやっていただきたいなと思います。

続いて、働く場の紹介という件については、ホームページで、僕、ほかの市町村のホームページ見たら、一般企業社の就職情報であったりという求人募集の関係であったりというページもあったと思うんですけども、なかなか有田川町のページ見ても、そこまで手をつけてない。ほかの地域から見たら、うちちょっとかなりおくれちゃうん違うのかなと個人的に持つんですけども、そういった働く場の情報提供なんかも今後どんどん地域の事業者さんと話をしながら、そこへ掲載できるようなという取り組みも進められたなと思うんですけども、そこら辺について、部長、どうお考えですか。

○議長（殿井 堯）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

議員おっしゃるとおり、そういう方向でもホームページのほう使っていくって、どんどん移住してくれる人をふやしていきたいと思ってます。

○議長（殿井 堯）

12番、岡省吾君。

○12番（岡 省吾）

定住促進の一環として、交流人口であったりとか、関係人口であったりとか、定住人口であったり、いろいろな言葉があるらしいんですけども、うちも和歌山大学の観光学部の生徒さんが沼へ入って、いろいろと地域へ入って活動されてると。ことしは

龍谷大学の生徒さんが境川の地域へ入って、地域でふれあいながら、地域の人らとともに活動されているということで、本当に地域喜んでも思うんですよ。活気出てきたということで。こういう事業も、物すごく過疎地域にとっては大事なことだと思います。それと同時に、先ほどもお話ありましたが、地域おこし協力隊も、若い子が1人境川へ入ってくれて、それで過疎地域を網羅しながら、頑張ってくれてる姿を見て、やっぱり2人、3人と、国の補助の関係で、有利なんで、入れてほしいなと思うんですけども、先ほど、午前中の町長答弁でも、増員に関しては今後前向きに考えたいということでございましたので、私もその点については、ぜひ増員して、そして地域活性のために働いてもらえるような体制をとっていただけるようお願いをしたいと思います。

これで、私の一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（殿井 堯）

以上で、岡 省吾君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

14時40分より再開いたします。

~~~~~

休憩 14時23分

再開 14時39分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

……………通告順6番 6番（片畑進之）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、6番、片畑進之君の一般質問を許可します。

片畑進之君の一般質問は、一問一答形式です。

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之）

皆さんこんにちは。昼の眠たいところ、どうも済みませんが、簡単明瞭に終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

6番、片畑進之でございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従い、一般質問をいたします。

初めに、さきに佐賀県の大水害、関東を襲った台風15号で被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、私の質問ですが、2点、町内の防犯対策の監視カメラ、そして町内各施設の案内表示板の設置状況の2点でございます。

まず、第1点でございますが、昨今、全国で子どもや高齢者が被害者となる痛まし

い事故や、また事件が多発していますが、それらの事件・事故を予防するため、また、事件の解決に協力するためにも町内各所に防犯監視カメラの設置が大変重要であると思いますが、そこで現在、町内の監視カメラの設置場所やカメラの台数は適正であるかということでございます。

また、毎日、通勤、通学する各学校の通学路や主要交差点、藤並駅の東西乗車口、高速道路のインターチェンジや町の各施設などの設置状況はどうなっているのかということでございます。幸い我が町は大した事故・事件が発生していないが、今後を見据えた防犯対策の強化をしてはどうかということでございます。

第2点でございます。

次に、町内の表示板、各所に案内表示板が多数置かれている状態ではありますが、町外からの来訪者や町民の方の中で、わかりづらいと聞く声がちょっと耳に入っております。特に金屋庁舎や金屋文化保健センターへの来訪者は、センターの前の駐車場を利用するわけでございますが、周辺に金屋庁舎の行く表示板というのがほとんどないと思うんです。それにまた隣接した公衆トイレ、便所ですけれども、そこには、その前にすらトイレの表示板がない状態で、長い間、倉庫かと思間違ふほどの状態でございます。それらにつきましても、表示板を設置していただきたいと思うんでございます。また、本年4月に移転しました町社会福祉協議会、通称社協の入る、きび保健福祉センターのほうへの道がわかりづらいということで、各所に数カ所、きび保健福祉センターという小さい看板が書かれてあるんだけど、ちょっとそれも見づらいと思っております。その他の各施設や公衆トイレ、そういう表示板も見づらいということもございまして、それらの表示板を新しくつけかえよというんじゃないけれども、一応、町章とかマスコットキャラのそういうものもあるんで、そういうものも利用して、新しく制作を検討していただいて、それをわかりやすい場所へつけるということを再検討して、調査してもらってはどうかということでございます。

私の質問は、壇上は、これにて終了させていただきます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、片畑議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、当町における防犯カメラの設置状況についてでありますけれども、現在、町有施設等に52台の防犯カメラを設置しております。しかし、施設外の設置が中心であり、町内各所の防犯といったレベルには達しておりません。

議員の言われる藤並駅及びその周辺の道、学校等には設置できているところもあります。主要交差点やインターチェンジ付近へは、町のカメラは設置しておりません。防犯カメラには、犯罪抑止効果が期待されますが、実際には、どれほどの効果があるのかははっきりわからないのが実際のところなんです。しかし、事件や事故の解決に役立つ

っていることは、テレビ等で報道され、皆さん方にも知られているところであり、こういったことが住民の方の期待感や安心感につながっているのではないかと思います。

有田川町での防犯カメラによる防犯効果を考えますと、犯罪者の行動を抑制できるほどの効果を得るためには、かなりの設置台数が必要になってくるのではないかと思います。しかし設置には、コスト面や機械及び映像データの管理上の問題が出てまいります。また、プライバシー保護の観点から、撮影範囲は慎重に検討する必要があります。周囲の理解と協力が必要でありますので、現時点では、多くのカメラを設置していくというのは難しいと思っております。しかしながら、町有施設を中心に、治安の状況や設置効果等を考えながら、今後検討してまいりたいと思っております。

町にも52台余り設置しているんですけど、多分、今、国道筋、県道筋、コンビニとか、そこら辺は皆各自で据えてくれていると。警察もかなり、教えてくれませんが、かなりの台数、警察も据えてくれています。それで、こういった市街地については、恐らく、すべてもう網羅できるのかなという考え持っていますので、今後、山間部とか、そういった僻地において、危険なところがあれば、また検討していきたいというふうに思っております。

防犯カメラというのも、みんな御承知のとおり、非常に犯罪の検挙に役立つというふうな理解をしておりますので、また、今後検討していきたいと思っております。

それから2点目の町内施設の案内表示の状況についてでありますけれども、金屋庁舎と金屋文化保健センターの案内表示は、中井原地内の国道424号バイパス沿いの明德寺付近に1カ所、町道中野金屋線に1カ所ありますが、それ以外にはない状況であります。以前からも、これわかりにくいという住民からの声がありましたので、金屋橋から金屋庁舎の間の旧国道424号沿いに設置できないか、現在検討中でありま

す。また、元金屋町役場前の公衆トイレや金屋文化保健センターの駐車場の案内表示も少ない状況です。また、町民、来訪者にわかりやすいように検討していきたいと思っております。金屋庁舎も、実際いって、金屋文化保健センターのどこまで来てもらっても余り表示がない、それ含めて設置をしていきたいと思っております。

それと社会福祉協議会の事務所の案内表示については、現在、社会福祉協議会で設置する方向で、今検討しております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之）

丁寧に説明していただいて、回答していただいてありがとうございます。私の今質問したことにすべてと言うんじゃないけども、大体答えていただいてありがとうございます。

それと、この監視カメラの管理は、モニター見たりするのは、どこの課が担当しているかということと、カメラの設置費用、ピンからキリまでであると思うんやけども、大体、どのぐらいの設置費用が見込まれているかという、プライバシーもいろいろあるんやけども、町の所有地の中へつけるんやったら、いろいろ許可とか、そういうものに対しては、余り難しくないと思うんやけども、場所によったら、住民の人に許可とらんなんという場合も多々あると思うんやけども、そういうことも踏まえて、52台あるというふうな、監視カメラのことやけど、どこどこと聞かないけども、今後有効に役立つようにしていただいたらよろしいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

監視カメラの管理につきましては、各施設ごとにつけておりますので、その施設の管理している担当課のほうでやっております。

設置に係る費用につきましてはですけども、平成29年度にポッポみちへつけた監視カメラですと、46万円程度の費用がかかっております。

○議長（殿井 堯）

6番、片畑進之君。

○6番（片畑進之）

第1点目の答え、僕は余りしつこういろいろ聞くつもりはございません。

それで、町内の案内板のわかりづらいというのも、これは金屋文化保健センター前の駐車場行ったときに見づらいということであって、町長の答えにあった道路の案内表示板じゃなしに、センター前の駐車場へとめたら、何の、金屋庁舎どっち行ったらいいのかなど。それで、今まで社協があったんで、社協へよう聞きにいったらしいわ。そやけど、社協もないようになったし、金屋文化保健センターの中に事務員さんがいてるんやけど、そこへ聞きにいったりしてくれてるということであるんで、そこと、そしてトイレ、これはもう本当に、悪いけども開設当時から何の表示もない、倉庫みたいなんで、地元の方は活用するには、すつと行ってるらしいけども、そのところも踏まえてやっていただきたいと思うんです。

もう一つ、これ関係あるかどうかというのはわからんけども、明恵ふるさと館のあそこの道の駅、あそこから、こっちの丹後の森の交差点、あの道が物すごい狭くて、盆なんか大型観光バスが行き違いしたら、途中でどっちかが戻らんなんのやけども、戻るに当たったら、後ろへ物すごい自動車がつながってんのよ。それをバックバックといって、物すごい交通があそこ混雑するんで、どっちかって言ったら、ちょっとコメリの前行ったら、大きな道がついてるので、あれを何とか回避して、どっちかを一通というんじゃないけども、回避するような案内板というのはつけられないのかなど、大型車向こう回ってくれとか、それは、この看板とは関係ないんやけども、そういう

表示板でも、それは多分警察のほうで、交通のほうでやってもらわなあかんのやけど、いつでも、あの前の変電所の前のほうの人らが、ああまた、鼻を突き合わしちゃらというようなことも聞くんで、そういうことも、ちょっと関係ないんやけども、そういうこと踏まえて、よろしくをお願いします。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今聞いたの大体理解できたんで、検討させていただきます。

○議長（殿井 堯）

以上で、片畑進之君の一般質問を終わります。

……………通告順 7 番 2 番（増谷 憲）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、2 番、増谷 憲君の一般質問を許可します。

増谷 憲君の質問は、一問一答方式です。

2 番、増谷 憲君。

○2 番（増谷 憲）

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

私は、今回、三つの問題で通告を出させていただいております。

一つは、地域経済の活性化のための住宅リフォーム制度の問題、そして二つ目は、非常勤職員などの会計年度任用制度についての問題、三つ目は、幼児教育・保育無償化と給食問題についてであります。あとの二つについては、国の法制度や制度の改正に伴うもので、大変悩ましく、問題点も多い内容でありますので、できるだけ問題点の指摘や改善策を述べながら、質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、第 1 の住宅リフォーム助成制度について伺います。

これまででも何回か質問してまいりましたが、住宅リフォーム助成制度の創設について、改めて質問させていただきます。

この住宅リフォーム助成制度は、町民が住宅をリフォームする場合、地元業者に仕事をお願いすれば、町が町民に対して一定の助成を行う制度であります。今日の長引く不況と、貧困と格差が拡大する中で、町民の暮らしも営業もかつてなく厳しい状況にあるといえます。

地元工務店や大工さんからは、1 戸建て住宅があんなに建ってきているのに、大手の業者が占め、地元業者に回ってこない。何とかしてほしいとの声を聞きました。まさに、これは仕事不況ではないでしょうか。自助努力にも限界があり、行政として支援できる方策を検討し、温かい手を差し伸べることは、住みやすいまちづくりの第一歩だと考えます。

住宅リフォーム制度は、住環境の向上や地域経済の波及効果が大きいと実施してい

る自治体から報告されています。家が古くなって水漏れや雨漏りするとか、トイレのぐあいが悪くても我慢している。それで町が改修の補助を出せば、この機会にと動機づけになると思います。

そこで、まず、平成18年度と平成30年度の比較で、町内工務店や大工さんのこれらの事業所数と、受注額について、どのような変化になっているのか示していただきたいと思います。

また、大手住宅メーカーの参入状況もわかれば示していただきたいと思います。そして、この機会に住宅リフォーム制度として、制度化していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、このリフォームについて、店舗、事業所、工場の改修、新築の場合にも利用できる事業所リフォーム制度も全国で始まっています。この制度についても検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

次に、第2問目、会計年度任用制度について質問いたします。

地方公務員法や地方自治法の改正により、令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が始まりますが、幾つかの問題点があります。

今回の改正内容は、臨時・非常勤職員の任用根拠の適正化を行う上での会計年度任用職員の新設と、期末手当の支給などの処遇改善にあります。これまでの臨時・非常勤職員は、特別職非常勤、臨時的任用職員、一般職非常勤の3つに分類されます。今回の改正で、任用根拠の適正化では、特別職非常勤では、学習経験の必要な職の厳格化、また、臨時的任用職員では、常勤の欠員への対応に厳格化されるとなっています。それ以外の臨時非常勤職員は、原則として、会計年度任用職員に移行することになるといわれています。

処遇改善では、会計年度任用職員に対して期末手当等などの支給ができること、退職手当や社会保険の適用を逃れるための雇用中断、いわゆる空白期間が不適切とされ、是正を図るべきものとなっております。

そこで、まず、お答えいただきたいのが、制度化に向けた取り組みの状況であります。実施時期や対象人数、期末手当などの盛り込まれる項目や支給額などの処遇改善はどのようになっているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

さて、地方公務員法第3条第3項の嘱託職員の場合はどのようになっているのでしょうか。また、当町において嘱託職員はあるのでしょうか。あればお答えいただきたいと思います。

正規職員と同じことをしている保育士など臨時・非常勤職員が多くなっています。仮に非常勤がなかったら、業務が回りますか。回らないと考えますが、非常勤職員がなかったら業務が回らない状況の中で、今回の改正で、処遇改善が進めば進むほど、正規職ではなく、非常勤に置きかえていくのではないかと心配いたします。

また、正規職は、採用されると憲法を守り、全体の奉仕者として勤務することが求

められますが、非常勤の場合、そうならないのではないのでしょうか。公務労働は、そういう点では、やはり全体の奉仕者として正規職で対応すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

次に、3つ目の幼児教育・保育無償化と給食について伺います。

幼児教育・保育無償化と給食については、この10月から、保育料の無償化と給食費の実費負担が実施されますが、無償化になるのは、3歳から5歳児と、年収約250万円未満の住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児となっております。ただし、第3子以降や低所得者のひとり親家庭や多子世帯の第2子以降は、もともと無料で対象になりません。しかも年収360万円という所得制限があるため、適用されるのは、限定的だともいわれています。そして、これまで保育料に含まれていた給食費を新たに実費徴収し、町や保育所、保護者に新たな負担を押しつけることにならないのでしょうか。

無償化は、保護者にとって助かりますが、その財源は消費税に頼っています。無償化は、一定の期間だけで済みますが、消費税は、生活し続ける限りとられ、消費税総収入の8割は富裕層や大企業の減税のために財源に使われていることも指摘しておきたいと思います。

ところで、みらい子育て全国ネットワークでは、誰もが子育てしやすい社会になるよう、無償化は本当に必要な人たちから行い、保育士の処遇改善や保育施設にかかわる財源の充実も求めています。そして、この10月からの実施に向けて、準備期間の不足も指摘されております。

そこで、まず、第1点目として伺いますが、無償化対象基準、進捗状況、実施時期などを改めて御説明をしていただきたいと思います。

2点目として、無償化対象人数と対象外になる方の人数、負担がふえる方の人数はいかがでしょうか。

3点目として、無償化に伴う公立保育所と民間保育所での財政措置はどのようになりますか。私がお聞きしたところでは、公立には、財政措置がなく、民間にはあるということでしたが、どのようになっていますでしょうか。

第4点目として、給食費の問題であります。

今回の無償化に食材料費は対象外となっており、1号認定、いわゆる幼稚園の子ども主食費と副食費が実費徴収となります。満3歳以上の2号認定の子どもは、主食費が実費徴収で、副食費は保育料に含まれています。満3歳未満の3号認定の子どもについては、主食費、副食費とも保育料に含まれています。給食の公定価格は、1カ月、主食費が3,000円、食費4,500円の範囲内で決めとなっております。当町の場合、幾らに設定しているのでしょうか。保護者負担にならないよう、財政措置を求めますが、いかがでしょうか。

これで、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、増谷議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、町内の大工工事業や住宅建設業者の事務所、事業所の数にしましては、総務省、経済産業省経済センサス基礎調査結果及び経済センサス活動調査結果に公表されております。御質問の平成18年度と平成30年度については公表されておられませんので、平成21年度と直近の調査結果の平成28年度の調査結果についてお答えをさせていただきますと思います。

有田川町内の大工工事業の事業所は、平成21年度は24社、平成28年度は17社となっております。建築工事業の事業者数は、平成21年度54社、平成28年度は52社となっております。

受注総額につきましては、国土交通省の建築着工統計調査によりますと、平成18年の有田川町で着工された建築物の総数は162棟で、工事費、予算額は42億3,066万円、うち居住専用住宅は105棟で、工事費予定額は23億642万円であります。平成30年度の建築物の総数は185棟で、工事費予算額は51億92万円、うち居住専用住宅155棟で、工事予定額は34億4,377万円となっております。

なお、町内事業者の受注総額及び町外事業者の受注総額については公表されておられませんので、把握はできておりません。

住宅リフォーム制度につきましては、本町においては、さまざまな住宅に関する補助制度を設けております。地震に強いまちづくりを進めるための住宅の耐震化改修への補助、介護保険におけるバリアフリー化改修に対する補助、省エネルギー化に対し、住宅太陽光発電設備導入や太陽熱温水器に対する補助も行っているところであります。現在のところは、新たな住宅リフォームの制度化については考えておりません。

次に、会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、現在雇用しています臨時・非常勤職員が新たに会計年度任用職員となるものであります。現在のところ、会計年度任用職員制度を構築するための作業中であり、対象者は、現在の非常勤職員や臨時職員で、約230人であります。

また、このほかにも、現在賃金で支払っています、ごく短期間の雇用者等も対象となってまいります。支給額については、現在検討中であります。

次に、嘱託職員についてであります。今回の改正で、専門的な知識、経験者、または識見を有する者であって、当該知識経験者、または識見に基づき助言、調査、診断、その他総務省令で定める事務を行う者に限るとされております。

次に、正規職員が非常勤職員などに置きかえにならないかとの御質問でありますけれども、現状の正規職員を減らして会計年度任用職員に置きかえていくというような

ことは考えておりません。

次に、会計年度任用職員制度の実施時期であります。法律が施行される令和2年4月1日からの実施となりますので、現在、12月議会へ関係条例の上程を目標に制度の構築を進めているところであります。

次に、公務労働は、正規職員での対応とのことではあります。正規職員だけですべての公務を行っていくこととなりますと、大幅な正規職員の動員を行わなければ、職員への負担や住民サービスの問題が出てまいります。また、増員を行うには財政的な問題もあると思います。今後も正規職員での対応が必要なところは正規職員で対応しつつ、会計年度任用職員の方々をお願いできるお仕事は引き続きお願いをしてまいりたいと思います。

次に、乳児教育・保育無償化と給食についてお答えいたします。

まず、1点目は、無償化対象基準、進捗状況、実施時期はとの御質問でございます。無償化対象基準は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちと、3歳未満の住民税非課税世帯を対象として、現在、条例制定等準備を整えているところであります。

本議会に上程をしております無償化に関する条例が可決されれば、本年10月1日から実施いたしたく考えております。

2つ目は、無償化対象人数と対象外的人数はとのことでございます。

今回の法改正で、無償化になる人数は、現時点での試算では689人です。対象外的人数は207名であります。

3つ目の公立保育所と民間保育所の財政措置はとのことではございますが、今回の法改正の中で、町内に在住する保育所では、財政措置の違いは見当たりません。

4つ目の給食費は幾らに、保護者負担にならないようにとのことではございます。

議員御指摘のとおり、保育料が無償化になっても含まれていた副食費は負担していただかなくてはなりません。当町においては、国の指針どおり、月額4,500円を予定しております。

なお、ゼロ歳から2歳児の保育料が必要な方は、引き続き保育料に含まれることとなります。また、町民税非課税の方及び2子で7万7,101円未満の方、第3子以降の方については、副食費の負担はありません。それより、9月現在より保護者負担がふえるようなことはありません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。再質問させていただきます。

まず、第1問についてであります。事業所の状況、細かに御答弁いただきました。

やはり事業所数は、ちょっと減ってるというのが明らかになりましたけども、やはり地域の経済少しでも活性化させる立場から、私は、リフォーム制度が大事だと思うんです。それで、町長や副町長、部長に資料として渡してあるのを見ていただきましたでしょうか。

これを見ますと、有田市の場合は、補助対象工事費の20%、20名の限度額で、30名ということでやっております。平成27年度、国の交付金を使ったため、件数も多く、61件の申請で、助成額977万8,000円、工事総額7,760万で、あとは平均して31件から33件で推移し、6,640万円から6,183万の工事総額になり、4年間で2億5,619万円が地元業者に回っていると。私は、経済波及効果は、助成額の8倍から9倍になるというふうに思います。申込者が多くて、申込時には、もう既に初日に抽せんで決めるほど多いということでもあります。そして、塗装や雨漏りの外装工事が5割から6割を占め、内装やキッチン、トイレの改修が各2割から3割ということです。広川町は、補助額が50万円で、平成30年度は、助成総額1,004万5,000円で、総事業費は2,680万7,668円で、4年間で、地元業者への1億1,200万円も上がっています。効果は2.8倍です。広川町も人気があり、抽せんでなるそうです。どちらもこういう点では、実際の効果として、経済効果大きいと思うのですが、町長、認識いかがですか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

今これ、有田市と広川町のリフォームの関係の資料見せていただきました。増谷議員の提案として悪いと僕言ってません。いろいろの補助金、多分、有田市、広川町以外にもたくさんいろんな補助金出してますんで、どれが経済的に効果があるんか、今後精査をして、どれだけ振ってこっち回すしか、大分経済効果あるのであれば、そのように検討していきたいなと思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

先ほどの町長答弁で、このリフォームについては、介護保険や耐震工事等々もあるから、それで対応しているというお話でしたけども、例えば介護保険でいいますと、住宅改修等での制度がありますけども、平成30年度を見ますと、居宅介護住宅改修費で82件の692万しかないんですよ。29年度も514万余り、こういう額から見ましても、かなりこの住宅リフォームと全然違うと。むしろ、この住宅リフォーム加えることによって、さらに地元への経済効果が高まると思いますし、耐震化工事については、耐震診断毎年二、三件でしょ。工事に移るのは、1件ぐらいしかない。こういう中で、本当に波及効果あるのかという点でいえば、私はそうではないと思

ますので、ぜひ、そういう観点からも検討していただきたいと思ひますし、国交省が国交省、経済界も、住宅というものを社会的資産として位置づけています。安心・安全な住宅を提供するための住生活基本法の住生活基本計画というのをつくっておりますが、住宅は、都市や町並みの重要な構成要素であり、社会的性格を有すると明確に述べられております。そして、2016年度までの目標値として、住宅バリアフリー化率を29%から75%にもっていこうとっております。

そして平成25年度の住生活総合調査結果では、55歳以上の家計主は、リフォーム志向を持つ割合が大変高くなっております。さらに、平成27年度に作成した和歌山県住生活基本計画では、1年間にリフォームを実施した住宅戸数割合の実施率の目標として、平成16年の4.1%から平成32年度目標、つまり令和2年に6%に上げる目標を持っております。そしてまた、経団連の提言では、住宅・まちづくり基本法の制定に向けて、個人資産にとどまらない社会的資産と明記し、個人資産という性格よりも経済対策として位置づけています。まさに、リフォームの重要性を指摘しておりますので、こういう点でも、経団連も、このリフォームの認識と重要性を明らかに示しているわけですから、こういう観点からも、ぜひ前向きに検討していただきますよう求めたいと思ひますが、再度御答弁をいただけますか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

決して悪い提案とは思ってませんので、いろんなこと精査して、どの方法が経済効果があるのか精査して、検討させていただきたいと思ひます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

2つ目の質問に移ります。総務省の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルというのがあるんですが、担当部は御存じでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

我々総務政策部で、今検討を進めているところでございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

このマニュアルによりますと、任用に当たっては、競争試験または選考によるとして、任用期間は、4月1日から翌年の3月末までとなっております。選考による採用をする特例を設け、再度の任用もあり得るとしてはありますが、その際にも手続なく更

新がされたり、長期にわたって継続し、勤務できるといった誤解を招かないように留意するとしており、1会計年度内を超えない範囲という、任用期間を明確にすることにより、更新しないことにも根拠を与える、あるいは雇いどめを容易にすることにもつながりかねます。また、条件付採用として、毎年度、毎回おおむね1カ月の条件付採用期間も設けておりますが、これは臨時・非常勤職員についても、毎年度、この期間が設定されます。このとおり実施されますと、今の非常勤職員も皆、一時的な解雇になることになりませんか。そういうことはないかどうか確認させてください。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

会計年度任用職員につきましては、あくまで、1会計年度での任用ということであるので、その1会計年度の中で、その人をまた翌年度に再度採用するんかというのは、その人の勤務状態を評価するということになっております。評価に基づいて、その人が新たにまた翌年度も採用すべき人であれば、採用という形になりますけども、その方が、やはり町としては採用すべきではないというふうな判断に立つこともあるというふうには思います。

今でも、会計年度任用職員前の臨時職員、また一般職の非常勤職員につきましても、うちのほうでは、1年1年の年度で区切るようになっておりますので、その辺は何ら変わらないというふうに思います。

また、1カ月の雇いの期間につきましても、もちろん1カ月の雇いの期間は、毎回年度発生はしますけれども、その人の勤務が良好であれば、何ら問題はないというふうに思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、この会計年度任用職員の職務の内容や責任の程度について伺いますけども、常勤職員の職と異なる設定とする必要があるとされております。相当の期間任用される職員を設ける業務については、単に業務の期間や継続性のみによって判断されるのではなく、業務の内容や責任の程度などを踏まえた業務の性質により判断されるべきもの、これに該当するか否かは各市町村において具体的な事例に則して判断するとなっておりますが、さらに地方公務員の臨時・非常勤職員より、任期付職員の任用等のあり方に関する研究会報告によりますと、相当の期間の任用される職員をつけるべき業務は、典型的には、組織の管理、運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務など重要な業務が想定され、情報の流出や金銭の管理など、心配される内容も含んでおりますが、このような点は、どのように今後なっていくのか心配しますが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

もちろん正職員で対応しなければいけないというふうな部分につきましては、やはり正職員で対応という形にはなろうかと考えております。そんな中で、会計年度任用職員については、いろいろと考えていきたいと思うんですけども、今回の改正の中で、会計年度任用職員も地方公務員法の適用にもなってきて、かなりの職員とのサービス部分の内容については、差のないようにはなってきます。ただし、あくまで会計年度任用職員と、長期で雇われる我々一般職の公務員とは違うというところであるので、仕事の内容につきましては、厳正した中でやっていきたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

次に嘱託職員の問題について伺っておきたいと思っております。

今のところ、ないという答弁でありましたけども、今後のことも考えて指摘しておきたい点があるんです。

嘱託職員には、フルタイムとパートタイムの両方が考えられるんですが、フルタイムの会計年度任用職員については、給料、時間外勤務手当や祝日直手当、期末手当、退職手当等の支給がありますが、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬及び費用弁償、期末手当に限られてくるんですが、これは間違いないでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

そのようなことではございますが、報酬の中で、やはり時間外勤務手当でありますとか、特殊勤務手当でありますとか、夜間勤務手当、そういうものは報酬の中に含めて払うべきものであるというふうに解釈しております。あとまた、期末手当につきましても、パートタイムの職員につきましても、任用期間が相当期間ある、相当の時間数の勤務もあると。そういうふうな職員につきましては、パートタイムであっても、期末手当の支給はあるというふうになります。ただし、パートタイムの場合は退職手当はございません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

今そういう御答弁いただいたんですが、ここで気になる点があるんです。例えば勤務時間の調整があって、例えば1分でも短く設定されると、フルタイムがパートタイムに変更され、結局賃金ではなく報酬となりかねない事態も生まれてくるのではない

でしょうか。この点はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

法的に考えれば、1分でも、それはパートタイム職員というふうな考え方もあろうかと思えますけども、うちは、その1分を削ってパートタイム職員というふうな考え方はございませんし、ただ、今、うちのほうで雇っている一般職の非常勤職員は、あくまで非常勤職員であるんで、パートタイム職員になってくるかと思えます。うちは、今現在、新たな会計年度任用職員は、パートタイムの会計年度任用職員で考えていきたいと、現在のところ思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

さらに、先ほど言いましたマニュアルで、臨時・非常勤の採用について、それぞれの職種の必要性を十分調査した上で、適正な人員配置に努めるようになっております。そこで、市町村本来の公的責任の形骸化や、これを助長するようなことにならないのか、心配するんですが、その点はいかがですか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

今現在、うちのほうで一般職の非常勤でありますとか、臨時職員で雇ってる方につきましては、会計年度任用職員の移行は考えておりますけども、その他の業務でといいますと、それを正職員から会計年度任用職員でということは、現在のところは考えておりません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、処遇改善の内容なんですが、処遇改善で今回期末手当を出せることになりましたよね。ところがある自治体かどこかですけども、期末手当を出しますけども、年間の総額は変わらないように設定するということはあるんですよ。そうなりますと、毎月の給料が下がって、期末手当、総額として変わらないと、こういうこと考えている自治体もあるんですが、こういうことしないですよ。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

年間の総額が下がると。そういうふうなことは、もう毛頭考えておりませんし、た

だ、その人の勤務時間によったら、やはり勤務時間が短いのであれば、その人の時間数が減るんで、年間所得は減るということもありますけども、時間給の時間単位の額を下げ、また、その分を手当で上げると、そういうふうなことは考えてないです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

しかし、そういうこと考えているところもあるんで、びっくりしましたけども、それで、処遇改善などの財源の問題なんですけど、この財源については、どのようなものになるのかということなんですけど、町の一般財源で賄うのか、それとも国がちゃんとした財政措置をしてくれるのか、その点、まず確認させていただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

国のほうは、やはり交付税とか、そういうふうな中で、何らかの財政措置をするというふうには言っておりますけども、あくまで交付税は一つの箱の中の額というのは決まっておりますので、どういうふうになるかは、ちょっと見通せない部分もあるかと思っております。町の一般財源で見なければいけないというふうな心づもりは持っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

今、部長がおっしゃられたように、交付税措置だと、本当に、変な話ですけども、各課の分捕り合戦の中で、消えていく可能性もあるわけですよ。だから本来、例えば国庫負担金とか、そういう独自の財源として、定額が確保されるように求めるべきではありませんか。また、町村会でそういう意見が出ていないかどうか確認させてください。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まだ、今のところ、これ始まったばかりで、まだ出てませんが、多分、町村会でまとめて、総枠の交付税ではなしに、これは、これ別としてやってほしいということは要望必ず出ると思います。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

せめて普通交付税でなくて、特会の交付税で、5%で枠を広げていただいて、財政

措置されるんならわかるんですが、ぜひとも財源をしっかりともらうようにしていただかないと、自治体間によって格差が出てきますので、こういうこと絶対ないように、関係分含めて求めておきたいと思います。

それで、とにかく職員については、この間、行政改革の中で、かなり定数を減らしてきたと思うんですけども、合併時に比べて、交付税がそんな減らない状況の中で、当初の計画よりも正規職員を減らす必要がないというふうに考えます。そしてまた、今後のいろんな行政課題にも私は対応できると思いますので、ぜひ、最低、今の正職員の現状維持を含めて、今後の大規模地震などにも対応できるような体制をつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

職員の配置の状況につきまして、合併以来、かなり職員の数も減ってきております。そんな中で、今かなり限界に近い状態であるというふうな認識も持っております。業務が減れば、もちろん職員も減るということもあり得ようかとは思いますが、今、同じ業務であれば、今の状態の職員数をなるべく維持できるような形でやればなどというふうには考えます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

業務について、私は減っていくということ余りないと思うんですよ。例えば機関委任事務でもふえてきているわけでしょ。さまざまな新制度ができる中で、やっぱり大変な業務になってきていると思いますし、産業課では、今度林業専門の職員体制もつくっていくというお話もありましたし、だから、もうこれ以上減らせられないというふうに私思います。

それでは、次の第3問目の質問に移ります。

この保育所の関係ですけども、10月1日から実施するということでありましたが実施基準の説明も伺いました。そこで無償化になる人数は689人で、対象外は207人という答弁でありました。この対象外の中に紀州3人っ子施策などで無料になっている方も入っているとすれば、実質対象外になるのは、ゼロ歳から2歳の課税世帯で何人になるんでしょうか。また、こういう方々の保育料は、どのような設定になりますでしょうか。同じ額でしょうか。さっき答弁いただいた額でいいんでしょうか、お答えください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

207人という答弁しました。その中には、ほかに紀州っ子いっぱい施策などで、無償化の対象になる子供たちが64人います。なので、207人から64人引いていただきまして、143人の方というのが保育料が要ることになります。その平均の保育料なんですけど、1万8,000円程度です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

次、所得制限で、全世帯が無料にならないので、不公平感が残るのではないかとこの指摘もされているところがあります。また、無償化の恩恵は、所得が高いほど恩恵が大きくなるという点もあります。そして、延長保育料は対象外でしたよね。この対象外の143人についても対策を講じるべきではないでしょうか。また、逆に保育料が上がる世帯、この143人だけになるのでしょうか。改めてお答えください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

町内公立の保育所では、延長保育料徴収していません。最終143人から保育料いただくという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、国が定めている認可外保育施設について伺いますが、この事業所に勤務している方のための事業所内保育施設であります。町内においても該当施設があるかどうか、お答えください。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

町内において1施設ございます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

施設名まで聞いたら、ちょっとあれなんで、もうそこまで求めませんが、あるということなので、対象は何人で、もしお答えできるのであれば、保育料も幾らになっているか、示していただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

把握しているのは3人です。事業所内保育施設の保育料については、ちょっとこの場で申し上げるのは控えさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

つまり、国のあれからいいますと、3歳児から5歳児で3万7,000円、ゼロ歳から2歳で上限が4万2,000円でいいのかどうか、確認させていただきます。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい、議員おっしゃるとおりです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

国が定めた基準を満たすことが必要になりましたよね。基準を満たしている施設かどうかということですが、この認可外保育は、基準を満たさない施設でも、5年間の経過措置があると聞いておりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい、議員おっしゃるとおりです。そして、町内に対する一つの施設については、基準を満たしております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

この認可外保育施設の無償化の対象になっておりますけども、この無償化については、一たん保護者が保育料を払って、後に、無償化になる分は償還払いになると聞いていますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

はい、議員おっしゃるとおりです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

無償化で心配するのは、業務負担の増加であります。保育を希望すれば預けられるようになりますので、こういう点は賛成であります。今の状態でも、保育施設の状況見ますと、難しい問題だと思っておりますが、また、給食の実施負担などの業務がふえるのではないかと問題点があると思うんですが、この点では、業務負担等の問題、どうなりますでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員御指摘のとおり、準備期間等で、ちょっとその業務が重圧になってくるというのございますけれども、軌道に乗れば、今までどおり変わることがないかと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

この際、無料化になったのですから、子育て世代をさらに応援するという立場から、保育所を希望する世帯については、全員入所の方でも今後検討していただきたいのですが、特にゼロ歳から2歳児が入れないという状況がありますから、この点で御見解を聞きたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

うちの子育て施策というのは非常に大事に思っておりますし、議員の方々も応援してくださっております。その中で、やはり町長も事あるごとに申し上げてるところであるんですが、やはり人間の形成において、人格の形成において、ゼロ歳から2歳というのは非常に大事な時期であって、親御さんの愛情を十分に注いであげていただきたいと考えてもおります。そしてまた、保育所ですから、やはり認定打てるかどうかという問題もございますので、ゼロ歳から2歳、無償化になったら全部というのは今のところ考えてはございません。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

それは、親が見たらいいという考え方もありますが、しかし保育所預けることによって、その子供の状態が把握できるようになり、病気とか、そんなんも早期発見できるという大きな利点もありますので、やはり保育の重要性は指摘しておきたいと思

ます。

それについて、次に財政支援の問題について伺いますが、公立と民間とで、財政措置に違いがないということでありました。そうなりますと、この初年度の財源はどのようなになっておりますか。また、2年目からは、どのような財源になるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

初年度の財源、半年間なんですけど、その財源は国が臨時交付金を設定して賄っただけということが予定されております。また、2年目からは、交付税での対応というのが予定されております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

やっぱり、この保育所無償化についても2年目から交付税算入と、これもやっぱり私は心配する点があると思います。

次に、給食費について伺います。

国の指針どおり、副食費は4,500円で、ゼロ歳から2歳の住民税非課税の方、第2子で7万7,101円未満の方、第3子以降の方は、副食費の負担はないということによかったんですね。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員おっしゃるとおりです。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

しかしこの間、各市町村の動きが出てまいりました。海南市は、独自に3歳から5歳児の給食費を無料化にします。対象は約970人で、1,800万円の予算化、また、由良町でも200万円の予算化で、無料にするようなことも聞いております。日高川町では、副食が無料になります。日高町は、1,850円、この額は、保育料が国基準の6割を設定しているので、副食費もその割合で設定したと言っておりました。主食費入れて2,500円になると聞いております。また、古座川町、すきみ町も無償になるようです。この紀州っ子いっぱいサポート制度との関係で、所得制限ありの第2子、第3子の適用を受けていた児童は主食費のみで、これまでと同じ650円の有料となりますが、こういう各市町村の状況見ておきまして、副食費の無料化など求

めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

議員おっしゃるとおり、日高町においては、国の基準の6割でという、保育料そのものが、もう国の基準の6割でということでございます。当町は、約5割で設定しております。そうした中で、今のところ、国で示されているとおり、副食費については扱いたいと考えております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

私はやっぱり子育て世代を応援するという観点から、今の時点踏まえて、再検討を求めておきたいというふうに思います。

最後に、この保育の関係で、順調よく進むかどうか、ちょっとまだ心配なところもありますので、その点は抜かりのないように進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

十分な準備期間というのは、ちょっととれない状況ではありますが、それを言いわけとせず、順調に進められるように頑張りたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷 憲君。

○2番（増谷 憲）

仮に問題点が出てくれば、議会にも報告していただいて、順次対応していただけるように求めまして、質問終わります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

以上で、増谷 憲君の一般質問を終わります。

……………通告順8番 1番（堀江眞智子）……………

○議長（殿井 堯）

続いて、1番、堀江眞智子君の一般質問を許可します。

堀江眞智子君の質問は、一問一答形式です。

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

私は3点について質問の準備をさせていただいておりましたが、同僚議員と重なることもあります。もう一つ重ねて要望したいこともありますので、この幼児教育無償化についても、少し触れさせていただきたいと思います。

私も、私の所属する政党も、子供の教育費無償化については、子育て支援の観点から大賛成であります。

一つ問題点を上げておくとすれば、財源が10月からの消費税であるということがあります。本来であれば、年度初めからの制度であることが求められますし、しっかりとした国の制度でのすべての子供の幼児教育の無償化が求められます。

質問に入らせていただきますが、ほとんど重なっておりますので、お聞きしたい点で言いますと、担当部長に、対象の人数が689人と、対象外が207人ということですが、この年齢別を教えてくださいなというふうに思います。

それから町長には、一つ、これも重なりますが、給食費の無償化ですけれども、私も子育てするときは、保育料というのは本当に給料も安いですし、すごい高いなと思って、これが無償になるということは、すごいインパクトが保護者にはあったと思います。その中で、4,500円の月額給食費をやっぱりとられるんだということになると、ちょっとがっかりという気持ちがあると思うんですけれども、先ほど示していただいた対象の人数にこの金額を掛けますと、350万という金額になります。このことは有田川町にとっては、この部分を無償化にするというのは、本当に子育て支援の目玉になるんじゃないかなというふうに思いますので、そのことをもう一度町長の答弁いただけたらなと思います。

そして、2番目の質問に入らせていただきます。

障害者福祉の中の身体障害者福祉連盟の活発な活動を援助することについてお聞きします。

平成27年3月12日に出された有田川町地域福祉計画では、住民一人一人地域で活動している団体、行政が連携し、さまざまな問題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていくこと、このような考え方や取り組みを地域福祉として計画を策定されています。

この計画を推進するためには、地域福祉活動の主役は、地域に暮らす住民一人一人です。地域に根差したきめ細かい支え合い活動を進めていくためには、行政だけでは不十分であり、住民との協議が不可欠となります。また、教育の中で活動するNPO、ボランティア、関係団体、事業者も重要な担い手です。計画の展開に当たっては、これら地域福祉を担う各関係機関、関係団体と連携し、それぞれが担うべき役割を認識し、役割分担と、協働の考え方のもと、効果的な施策の推進を目指します。となっています。

有田川町が合併をして、もうすぐ14年となります。合併をするに当たり、清水、金屋などの奥の地域が取り残されないようにとの町長の思いがあったと思っています。

障害を持った弱い立場におられる方にとっては、特に行政に声が届かなくならないような対応が必要です。

そんな中で、有田川町身体障害者福祉連盟の皆さんも日々の活動をされているのではないかと思います。その団体の構成については、各支部が大きな活動の支えとなっていたとお聞きをしています。ところがここ数年で支部がなくなったということで、それぞれの地域の声が届かない、活動の参加が減少しているとの声があります。会員の活動に私から口出しするつもりはございませんが、会則から支部の定義を削除したことは、このことの原因ではないかとの会員さんの声をお聞きし、早速会長さんにもお話をお聞きしたところであります。どうか担当課のほうで、会員の皆さんの声をもう一度よくお聞きいただきたいと思います。支部は、地域福祉の推進にとっても重要な役目をしていると考えます。このことが活発な活動を援助することにつながると考えますが、いかがですか。

そして3つ目の質問でございます。個人情報取り扱い、自衛隊への個人情報の提供についてであります。

少子高齢化や慢性的な人手不足、さらに安倍政権が強行した安保法制に伴う任務の激化などを受け、若者の自衛隊離れに歯どめがかからないということです。

防衛省によれば、2018年度の全体の応募者数は、前年度比5,612人減の8万7,562人とどまり、遂に9万人を割り込んだ一方で、採用者数は、約1,000人増となりました。今回、特に減少が顕著だったのは、幹部自衛官を養成する防衛大学校の応募者数で、前年度比2,373人減の1万3,926人でありました。卒業時の任官辞退もふえ続け、2018年度卒業数に占める任官辞任者数は、過去10年間で最多の49人となっています。

自衛隊は、昨年10月に打開策として、一般曹候補生、自衛官候補生の採用年齢の引き上げを打ち出し、18歳から26歳の上限を32歳へと引き上げました。予備自衛官の年齢上限も36歳から54歳に大幅に引き上げました。見逃せないのは、隊員募集への自治体動員の強化であります。適齢者名簿の提出を自治体に要請し、応じない自治体は、協力を拒否しているなどと安倍首相は言っております。

そんな中で、6月に発行された和歌山県平和新聞では、県内各自治体に自衛官募集のアンケートをとった結果報告が載せられていました。有田川町は、この時点で、抽出閲覧で、今後対応を変更しようとして検討している。その理由は、自衛隊、防衛省からの提供依頼があること。また、ほかの自治体の対応等を検証し、法的に提供可能か検討すべきと考えるためとなっています。

平成30年の5月15日に続き、ことし4月3日に県知事宛に防衛大臣からの自衛官募集等の推進についての依頼がありましたから、同じように、町へも依頼があったのではないかと思います。この後、どのような検討をし、どのように対応することに決められたのか、お聞きして、1回目の質問を終わります。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

それでは、堀江議員の御質問にお答えをしたいと思います。

先ほど答えたんですけど、今回の法改正で、無償化になる人数は、現時点で、試算で689人、そのうち1号認定で、幼稚園に通う児童は24人であります。

無償化による財源措置はとのことでありまして、令和元年度につきましては、臨時交付金を創設し、全額国費で対応するということでもあります。

また、給食費につきましては、国の指針どおり、月額4,500円を予定をしております。

なお、保育料が必要な方は、引き続き、保育料に含まれることとなります。また、町民税非課税の方及び第2子で7万7,101円未満の方、第3子以降の方については、副食費の負担はありません。

次に、身体障害者福祉連盟の活発な活動を援助することについてでありますけれども、何か、よく会長さんとも話すんですけど、僕のほうへは、そんな一遍になって、風通しが悪くなったよとかそういうこと入ってきておりません。前に入ってきたんは、福祉課でもう対応していらんと、社会福祉協議会で対応してくれということで、会長に相談受けたことがありますけれども、合併してから以降になって、特に不都合来したというような話は聞いておりませんし、よくいろんな事業についても、福祉課が今一生懸命に取り組んでいるところであります。別に事業にしても、余りクレームつけられたことはないんで、しっかりと、これからも大事なことだと思っておりますので、しっかりとやっていきたいなと思っております。

それから、次、個人情報の取り扱いについてでありますけれども、平成31年4月11日付の自衛隊和歌山地方協力本部長からの依頼により、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提供について、自衛隊法施行令の規定により、資料の提出の依頼がありましたので、対象名簿を提出したところであります。

自衛官募集事務については、自衛隊法第97条において、市町村の法定受託事務と定められており、自衛隊法施行令第120条に、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告、または資料の提出を求めることができると規定されております。これらの規定に基づき、提出したものであります。

自衛隊といたら、何か、もう戦争と関係あるように思うんですけど、そういうニュアンスあるんですけど、もうこの災害のとき、自衛隊の人に国民がどれだけ助けもらえるか、またこれからも災害起こったとき、自衛隊にお願いする機会が多いと思います。戦争は、もう決して、それはもう誰でも起こしてはならないということは全国民の希望でもあるし、それ絶対それは起こしてはならないんですけども、今まで

これ、実は閲覧をしていただきました。それで今回、そういう要請もあったんで、今の災害のこととか、いろんな協力の面から見ても、これペーパーで渡すんが一番いいん違うかという判断で、今回ペーパーを提出させていただきました。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

堀江議員の質問の中で、無償化になる人数の年齢別内訳はとのことでしたので、お答えいたします。

689人のうち、ゼロ歳から2歳児が26名、3歳から5歳児が663名、計689名です。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

再質問させていただきます。

担当部長から答弁をいただきましてありがとうございます。それから町長の答弁いただきましたが、本当に子育て支援という面からいうと、1年間の、先ほど言いました350万という給食費なんですけれども、町の予算にしたら、本当に少ない金額です。多分、うちの息子の嫁とかお友達なんかも無償化になるということで、すごく喜んでいますが、そんな中で、やっぱり給食費要るんやでということになると、本当にがっかり感は否めませんし、やっぱり子供の小学校から中学校までの給食費の無償化というのも求めておりますが、町長は、在職中はしないということを答弁しますので、せめて、保育所の給食費無料にするということは、海南市とか他町でも、これに合わせて無償にするということを言われてます。以前、リクルートなんかで言いますと、子育て支援、和歌山県で1位は海南市とかいうふうなことも載せられていましたけれども、やっぱり有田川町も子育て支援のページがよく見られてる。ホームページなんかでもよく見られているということで、勤めにいくのは少し遠くても、子育ての町でいうと、有田川町がいいとあって、この有田川町に住んでくれる親御さんおられますし、やっぱり子供が小さいうちからも、こっち来てというのが定住につながっていくんじゃないかなというふうに思いますので、再検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

これは335万円、金額の問題じゃないと思います。この前、去年ですか、増谷議員の質問に、根本的な考え方が違うんやと。やっぱり子育てについては、本当に他市

町村に比べて、有田川町十分やらせていただいております。それで、この問題については、僕との考えの差というか、そういうことがあって、ただ、350万しか要らんのやけという話と違って、僕は僕の考えがありますので、今回、4,500円いただきます。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

わかりました。町長の考えは、子育て支援といいながら、そのところは考えてないということで、承諾いたしました。また、これは広報に載せていただきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の質問であります。これ言わせてもらったのは、声があったからなんですね。先ほども言いましたように、清水地区というのは遠い場所ですし、障害を持った方というのは、町民の中でも、弱い立場というか、少ない立場でありますので、支部が減ることによって、役員さんの人数も減ってきたということで、いろんなことへの参加というのが人数が少なくなっているというふうなことをお聞きしました。やっぱり地域の声を拾えるというのは支部、合併する前の、ほかのことでは、また違うこともあるかもしれませんけれども、このことという支部のあることは大事だったんじゃないかなというふうに思います。それを私がどうこうしろというのではなく、そういう声があるということで、町長は聞いてないということですけども、担当の部長さんは何かお聞きしてないですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

有田川町身体障害者福祉連盟ですけれども、現会員147名で頑張ってもらってます。その中で、役員体制ということで、15名、各地区から代議員さん出してもらって、規約等運営等考えて、毎年いってもらってます。そこで、2年前から、もう合併したんで、ぼちぼち1個の活動でやっていこうよということで、役員のほうで決めてもらって、支部をなくして、有田川町身体障害者福祉連盟一本でやっていくということで、昨年度からやらせてもらってます。中には、やっぱり支部残してほしいよという意見の方もあるんですけど、それはもう役員会で決まったことであると私は思ってます。支部がなくなったので、その清水地区の人が不便になったということはないで、やっぱり事務局体制は、うちのやすらぎ福祉課と清水行政局の住民福祉室で担当置かせてもらってますので、清水地区のことは清水行政局でちゃんと聞かせてもらうということもできると思っています。

以上です。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

答弁いただきました。役員さんの中から、そういう声があつて、支部をなくしたということでもありますけれども、やはりまだそういう声が聞こえてくるということは、中に不満を持った方もおられるのかと思いますし、中での話をもうちょっと聞いてあげるような形にして、各活動にも人数が減っているというのは、それはどうなんですか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

年間計画を役員さんでつくってもらってやっておりまして、ことしも各、全部でする分と、支部はないんですけども、旧金屋、旧清水で事業やっていく事業もありますんで、そんなに活動自体は変わってないと思います。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

わかりました。そしたら、もう一度確認してあげてみてください。それから、そのことに中まで介入するつもりはありませんので、ぜひそういう声には、きちょうめに答えてあげていただきたいなというふうに思います。

そして個人情報の提供について、再質問をさせていただきます。

このアンケート情報の中には、法的に提供可能かとの検討で、先ほど自衛隊法とか、そういうふうに可能とされたと思いますけれども、この重要な決定を例えば庁議とか、そういう、どういうような場で決めたのかということをお聞きしたいなと思いますが。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今回の件につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたように、自衛隊の災害等での活躍ということは、我々にとってもありがたい話でありまして、自衛隊の人員確保ということは大切であるというふうな認識の中と、法的なところで、何ら問題がないというふうな我々の解釈に至ったところで、総務政策部から、副町長、町長と検討した結果、こういうふうな答えとさせていただきます。

○議長（殿井 堯）

1 番、堀江眞智子君。

○1 番（堀江眞智子）

ありがとうございます。私も災害に関してお願いすることもありますし、そういうところでは、特に自衛隊を否定するものではありません。ただ、今どうしてこんなふ

うに行政に、うちの息子が高校のときは、どこからともなく文書が来たりとか、例えば、だんだんと町の広報に募集要項が載ってくるとか、回覧板に載ってくるとか、そういうことはあったと思いますけれども、そして閲覧もずっと今までされてきたわけで、情報が出てなかったということではなかったと思いますけれども、今度は、個人情報保護の観点からいうと、本人に確認することもなく、公に知らせることもなく、今、この質問をさせていただきましたので、次のかわら版で載ることになるので、皆さんに伝わるかと思いますが、このことに勝手に提出しているというのは問題であるというふうに思う人もおられると思うんですよ。このことについて、どう思いますか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

その件につきましても、有田川町個人情報保護条例の第8条第1項第2号では、法令等の規定に基づくときは、個人情報を提供できるというふうに条例でも明記しておりますので、何ら問題はないというふうに解釈しております。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

そしたらお聞きします。今度の提出によって、提出された情報の中身は、どうなっておりますか。京都なんかでは、これまでの閲覧よりも多い人数が資料の提出で人数がふえたということでありましたけれども、有田川町では、今回自衛隊に求める募集対象者は何歳で、何名か。いつの時点で提出をされたのか。そして、これまでの閲覧では何名であったのか。同数であったのか。ということをお聞きしたいと思いますが、わかりますか。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

今回提供した情報につきましては、生年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの男子及び女子の日本人に限る方でありますけれども、氏名、生年月日、性別、住所でございます。提供した対象者名簿につきましては、263名でございます。それ以前のものにつきましては、自衛隊のほうの方が閲覧して筆記しておりますので、どれぐらいの人数を書き写したかは、こちらのほうでは把握しておりません。

○議長（殿井 堯）

1番、堀江眞智子君。

○1番（堀江眞智子）

それで最後に、京都の法律事務所の弁護士さんなんですけれども、京都でもすごく問題があるということで、この弁護士さんの話でありますと、憲法、プライバシー権

と自己情報コントロール権の侵害というふうなことが言われるんですけども、このことが侵害しないか、問題であるということが掲げられているということと、個人情報保護条例違反ではないかということで、本人の同意なく個人情報を提供することを原則として禁じている。このことが上げられるということ。

それで、自衛隊についての考えはさまざまあると思うんですけども、市民の権利にかかわる問題が、当の市民に一切知らされないままに決められたことや提出されたことに強い疑念が出てくるのではないかなというふうに思います。

そして最後に、福岡市や京都府の日向市、亀岡市など、紙媒体での提供は、法的根拠がないとして応じないという判断を行った自治体もありますし、神奈川県葉山町のように、名簿提出から閲覧に戻した自治体もあり、今、このせめぎ合いが続いている中で、和歌山県では、このアンケートの結果が出たのは6月でありますけれども、このときは、閲覧と、30自治体のうちの半々ぐらいだったことで、有田川町が提供したことによって、また一つの町がそういうことになっていっているんじゃないかというふうに思います。

少なくとも自治体は、これは私が言ってるのではなくて、弁護士さんが言ってるんですよ。少なくとも自治体は、この問題について、住民に情報を提供し、その声を十分に聞いた上で、住民の権利擁護の観点から、自律的判断を行うべきというふうに言われております。

なぜ、こんなふうになってきたか、自衛隊に入りたいと思う人が少なくなっているかという問題でいいますと、認識の違いもあるかもしれませんが、安保法制の強行後に、自衛隊は南スーダンで、戦場に派遣されるなど、専守防衛からさま変わりをしてきて、そのことが自衛官の応募減少をもたらしているということは想像に難しくないというふうに、この弁護士さんは言っておりますので、そのことを申し上げます。このことについては、質問を終わらせていただきます。答弁結構です。

以上で終わります。

○議長（殿井 堯）

以上で、堀江眞智子君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問がすべて終了しました。

本日の会議は、これで散会します。

また、次回の本会議は9月18日水曜日午前9時30分から再開させていただきます。よろしくお願いいたします。

~~~~~

散会 16時11分